

境港市地域防災計画

(原子力災害対策編)



【平成30年度修正】

境港市防災会議

目 次

章	節	表 題	ページ
第 1 章 総 則	第 1 節	計画の目的	1
	第 2 節	計画の性格	1
	第 3 節	計画の周知徹底	3
	第 4 節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	3
	第 5 節	計画の基礎とすべき災害の想定	3
	第 6 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	3
	第 7 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区域等に応じた防護措置の準備及び実施	4
	第 8 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	5
第 2 章 原子力災害 事前対策	第 1 節	基本方針	1 3
	第 2 節	原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	1 3
	第 3 節	報告の徴収と立入検査等	1 3
	第 4 節	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官の連携	1 4
	第 5 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1 4
	第 6 節	情報の収集・連絡体制の整備	1 5
	第 7 節	緊急事態応急体制の整備	1 9
	第 8 節	避難受入活動体制の整備	2 5
	第 9 節	飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	2 8
	第 10 節	緊急輸送活動体制の整備	2 8
	第 11 節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	2 9
	第 12 節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	3 0
	第 13 節	業務継続計画の策定	3 0
	第 14 節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	3 0
	第 15 節	防災業務関係者の人財育成	3 1
	第 16 節	防災訓練等の実施	3 2
	第 17 節	原子力施設上空の飛行規制	3 3
	第 18 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	3 3
第 3 章 緊急事態 応急対策	第 1 節	基本方針	3 4
	第 2 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	3 4
	第 3 節	活動体制の確立	4 4
	第 4 節	避難、屋内退避等の防護措置	5 7
	第 5 節	治安の確保及び火災の予防	6 2
	第 6 節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	6 2
	第 7 節	緊急輸送活動	6 3
	第 8 節	救助・救急、消火及び医療活動	6 5
	第 9 節	住民等への的確な情報伝達活動	6 7

	第 1 0 節	自発的支援の受入れ等	7 0
	第 1 1 節	行政機関の業務継続に係る措置	7 1
	第 1 2 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	7 1
第 4 章	第 1 節	基本方針	7 3
複合災害	第 2 節	複合災害に備えた体制の整備	7 3
対策	第 3 節	避難、屋内退避等の防護措置の実施	7 3
	第 4 節	緊急輸送活動体制の確立	7 5
	第 5 節	救助・救急、消火及び医療活動	7 5
	第 6 節	住民等への的確な情報伝達活動	7 5
第 5 章	第 1 節	基本方針	7 7
原子力災害	第 2 節	緊急事態解除宣言後の対応	7 7
中長期対策	第 3 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	7 7
	第 4 節	放射性物質による環境汚染への対処	7 7
	第 5 節	各種制限措置等の解除	7 7
	第 6 節	環境放射線モニタリングの実施結果の公表	7 7
	第 7 節	災害地域住民に係る記録等の作成	7 7
	第 8 節	被災者等の生活再建等の支援	7 8
	第 9 節	風評被害等の影響の軽減	7 8
	第 1 0 節	被災中小企業等に対する支援	7 8
	第 1 1 節	心身の健康相談体制の整備	7 8
	第 1 2 節	物価の監視	7 8
	第 1 3 節	復旧・復興事業からの暴力団排除	7 9

別紙資料等	資 料 名
資料 1	島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断する E A L
資料 2	防護措置実施のフロー図
資料 3	O I L と防護措置
資料 4	原子力事業者、国、市がとることを想定される措置等
資料 5	広域避難所一覧
付 録	用語の解説

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、中国電力島根原子力発電所（株）（以下、「島根原発」という。）の原子炉の運転等（原子炉、加工施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転等、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行（自然災害、大規模事故、国民保護事案等が複合的に発生した場合の対策は、これらの災害等に係る計画による対策も含めて現計画を臨機応変に修正して行う。）によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 境港市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、境港市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 境港市における他の災害対策との関係

この計画は、境港市地域防災計画の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、境港市地域防災計画（震災・風水害等対策編）による。

3 関係市地域防災計画との関係

この計画の作成又は修正に際しては、必要に応じ、島根原発周辺自治体連絡会議（構成市：境港市、米子市、出雲市、安来市、雲南市）等で調整を行う。

4 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

5 事態の区分

原子力災害対策指針に規定されている事態区分は下表のとおり。

事態の区分	事態の内容及び措置等
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はその

	おそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、中国電力(株)は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、中国電力(株)の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、P A Z内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、中国電力(株)は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び中国電力(株)は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にP A Z内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。 この段階では、中国電力(株)は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z内においてもP A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

6 用語の解説

付録「用語の解説」参照

※ 境港市地域防災計画の付録として作成したものであるが、原子力災害対策において使用される用語を解説したものであり、本文中に記載のない用語も含まれている。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

1 境港市に影響する原子力施設

原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおり。

中国電力株式会社島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片句 654-1）

2 島根原発（原子炉施設）で想定される放出形態

原子炉施設においては、放射性物質を封じ込める多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は、拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

なお、島根原発1号機については、廃止措置（第1段階）中であり、放射性物質の放出を伴う事故としては、使用済み燃料貯蔵設備（燃料プール）内での燃料集合体の落下により、燃料棒が破損し、燃料棒内に存在する核分裂生成物が大気中に放出される場合を想定し、周辺公衆の受ける実効線量は0.00049ミリシーベルトと評価されている。また、3号機については建設中であり、放射性物質の放出を伴う事故は想定されない。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

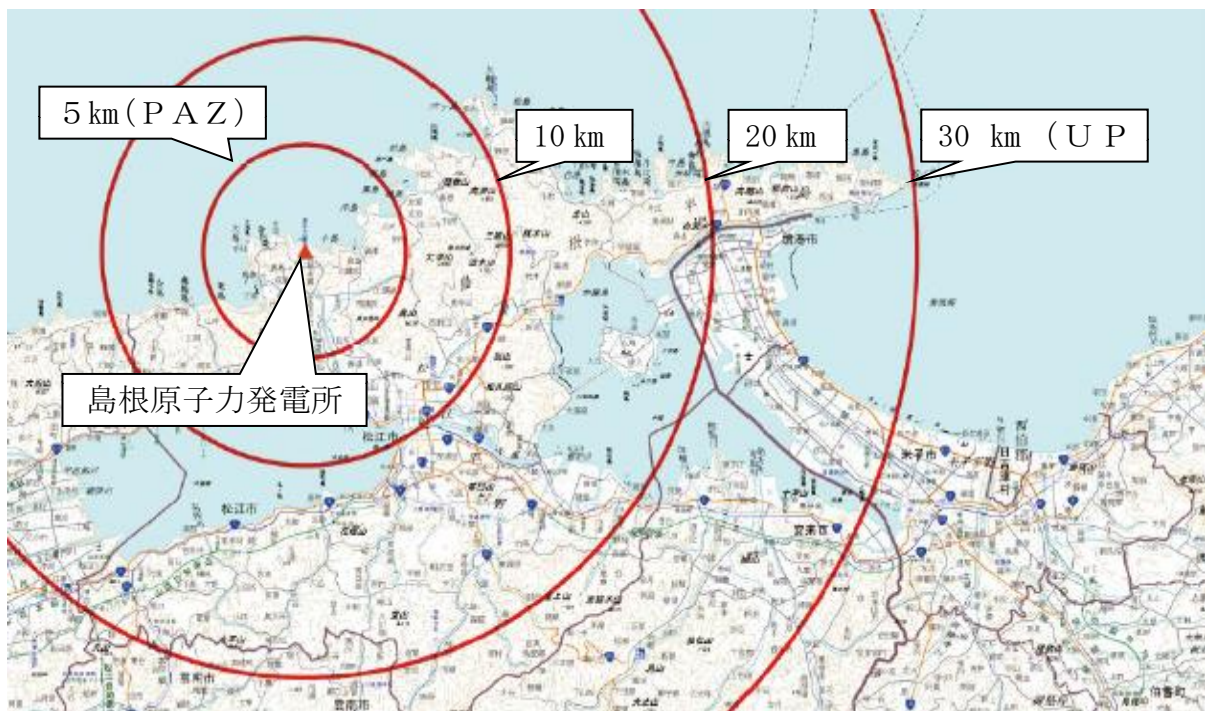
1 範囲の考え方

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定める。

2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

原子力災害対策指針の緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原発において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとする。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
境港市	境港市全域
米子市	島根原発から概ね30kmで米子市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域



- ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

（1）緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

ア 緊急事態区分

(ア) 情報収集事態

島根県松江市で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（島根県松江市の震度が発表されない場合は、近傍の市町の震度を用いる）。その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。

(イ) 警戒事態（EAL 1）

(ウ) 施設敷地緊急事態（EAL 2）

(エ) 全面緊急事態（EAL 3）

イ 緊急事態区分における防護措置

緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。

※ 別添 1 「島根原子力発電所、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」

※ 別添 2 「防護措置実施のフロー図」

※ 別添 3 「島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断する EAL」

- (2) 市（UPZ）においては、全面緊急事態となった際には、予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。（1号機については、冷却告示によりUPZが5kmであることから、UPZ外として対応する。）

なお、UPZ外においても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

※ 別添 4 「OILと防護措置」

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、境港市地域防災計画（地震・風水害等対策編）第1部第2章に定める「関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 境港市

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
境港市	自治防災課	1 原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 環境放射線モニタリング設備、機器の整備 4 市災害警戒本部及び市災害対策本部の設置及び運営 5 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 6 災害状況、避難指示の把握及び伝達等 7 住民の避難、立入制限、救出等 8 避難者受入の協議 9 緊急時モニタリングの支援 10 安否情報に関すること 11 避難先地域が行う広域避難所の運営支援 12 避難者への行政サービスの提供 13 県の原子力災害医療活動に対する協力 14 飲食物の摂取制限等 15 緊急輸送及び必需物資の調達 16 汚染物質の除去 17 制限措置の解除 18 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 19 県の行う原子力防災対策に対する協力
境港市 教育委員会	教育総務課	1 避難等に係る施設使用の協力 2 小・中学校等に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等 3 小・中学校等の児童生徒の安全対策 4 災害時における避難先での学校運営
境港市 消防団	自治防災課	1 住民等に対する広報及び避難等の誘導 2 交通規制及び立入制限に対する協力 3 警察が行う治安維持に対する協力

2 鳥取県

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	原子力安全 対策課	1 県内における原子力災害に関する総合調整 2 原子力防災に関する知識の広報及び教育訓練 3 通信連絡網の整備 4 環境放射線モニタリング設備・機器の整備 5 防護資機材の整備 6 原子力災害医療設備・機器の整備 7 環境条件の把握 8 平常時モニタリング 9 事業者からの報告の徴収、立入検査等

		10 県災害警戒本部の設置及び運営 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、医療救護対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）」の設置並びに運営 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 原子力災害情報等の収集、伝達 14 避難者受入市町村との調整（県分：避難所の選定等） 15 住民の避難の支援 16 立入制限 17 放射性物質による汚染状況調査 18 緊急時モニタリング計画の作成及び実施 19 原子力災害医療活動（避難退域時検査及び簡易除染を含む） 20 飲食物の摂取制限等 21 食糧及び生活関連物資の調達 22 環境の除染 23 制限措置の解除 24 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 25 境港市及び米子市（以下、「関係周辺市」という。）への原子力防災対策に対する指示及び指導助言 26 県民からの問い合わせ対応 27 国及び関係機関への支援の要請
鳥取県 警察本部	警備第二課	1 住民等に対する避難誘導及び警備広報 2 立入制限及び交通規制 3 治安確保 4 実動機関現地合同調整所の運営

3 鳥取県西部広域行政管理組合消防局

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県西部広域 行政管理組合 消防局	警防課	1 傷病者の搬送 2 情報の収集分析 3 医療救護対策本部の支援 4 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 5 防災対策、立入制限及び交通規制の協力

4 自衛隊

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 中部方面総監部	防衛部防衛課第 8 普通科連隊 中部方面ヘリコプタ	1 緊急輸送及び救護活動の支援 2 （原子力）災害派遣への対応

	-隊第3飛行隊	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚 室	
航空自衛隊 第3輸送航空隊	防衛部運用班	
鳥取地方協力本部	—	1 自衛隊との連絡調整

5 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国厚生局	医療課	1 国立病院、療養所の医療等の指示及び調整 2 医療救護班の編成及び派遣の指示
中国四国農政局	企画調整室	1 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への 助言及び協力 2 原子力災害時における食料等の支援 3 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施 のための連絡調整等
中国経済産業局	資源エネルギー 環境部電力・ガ ス事業課	1 電気、ガスに係る災害情報の収集、伝達 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資、 生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円 滑な供給を確保するため必要な指導 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の 円滑化等の措置
中国地方整備局	企画部防災課	1 直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な 措置
中国運輸局	鳥取運輸支局 境庁舎	1 自動車運送業者に対する運送命令 2 船舶運航業者に対する運航命令
第八管区 海上保安本部	救難課 境海上保安部 美保航空基地	1 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船 舶交通の規制 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送
大阪管区气象台	鳥取地方气象台	1 気象状況等の把握、解析 2 モニタリング本部の支援

6 指定公共機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本高速道路（株）	中国支社	1 高速道路に関し必要な措置 2 災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴 収の免除の取扱い
日本通運（株）	米子支店	1 災害時における貨物自動車による救助物資及

福山通運(株)	—	び人員の緊急輸送
佐川急便(株)	中国・四国支社	
ヤマト運輸(株)	津山主管支店	
西濃運輸(株)	—	
西日本旅客鉄道(株)	米子支社	1 鉄道及び陸路による緊急輸送
西日本電信電話(株)	鳥取支店設備部 災害対策室	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
(株)NTTドコモ	中国支社鳥取支店	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	—	
KDDI(株)	中国総支社	
ソフトバンク(株)	—	
日本赤十字社	鳥取県支部事業推進課	1 災害時における医療救護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 義援物資の配布
(独)国立病院機構	中国四国グループ	1 (独)国立病院機構病院の救護班の派遣による医療救護の実施
日本放送協会(NHK)	鳥取放送局放送部	1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
中国電力(株)	島根原子力本部 鳥取支社	1 原子力発電所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防 2 防災上必要な社内教育・訓練 3 環境放射線等の把握(モニタリング) 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備(放射線(能)観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等)及び要員の派遣体制の整備 6 異常時における市、県及び米子市への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 7 原子力災害等に係る情報提供 8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力 11 避難退域時検査、簡易除染への協力 12 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	バックエンド研究開発部門人形峠環境技術センター	1 原子力事業所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防 2 防災上必要な社内教育・訓練 3 環境放射線等の把握（モニタリング） 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備 6 異常時における連絡通報体制の整備 7 原子力災害等に係る情報提供 8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 県、三朝町の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力 11 県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力 12 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の引き取り
	原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害時応急対策の技術的支援
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線医学総合研究所	1 原子力災害医療

7 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)鳥取県医師会	事務局	1 災害時における医療救護の実施 2 医療救護対策本部の支援
(一社)鳥取県歯科医師会 (一社)鳥取県助産師会 (一社)鳥取県薬剤師会 (公社)鳥取県看護協会	事務局	1 災害時における医療救護の実施
(福)鳥取県社会福祉協議会	事務局	1 災害ボランティアに関すること 2 避難支援センターの設置、運営に関すること
(一社)鳥取県バス協会	—	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
日ノ丸自動車（株）	—	
日本交通（株）	—	
日ノ丸西濃運輸（株）	—	
日本海テレビジョン放送（株）	本社	1 放送協定等に基づく災害対策等の広報活動 2 放送協定等に基づく避難情報の広報活動

(株)山陰放送	本社	3 放送協定等に基づく避難生活に必要な情報の広報活動
山陰中央テレビジョン放送(株)	米子支社	
(株)エフエム山陰	米子支社	
(株)新日本海新聞	—	
(株)山陰中央新報	—	
(株)鳥取テレトピア	—	
日本海ケーブルネットワーク(株)	—	
(株)中海テレビ放送	—	
鳥取中央有線放送(株)	—	

8 その他公的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
境港市及び米子市を除く県内市町村 (防災担当課)	1 境港市及び米子市への支援 2 広域避難所の指定 3 広域避難所の開設、管理運営 4 境港市役所の移転に伴う業務継続の支援 5 避難手段(市町村バス等)の提供協力 6 避難誘導等に対する職員の動員 7 緊急時モニタリングの支援 8 県の原子力災害医療活動に対する協力 9 必要に応じて防護措置の実施
(一社)鳥取県ケーブルテレビ協議会	1 放送協定に基づく災害対策等の広報活動 2 放送協定に基づく避難情報の放送
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 等	1 汚染農林水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給 2 有線放送施設等の利用による公共団体の行う災害対策への協力
境港商工会議所 商工会 等	1 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あつせん
(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
鳥取県社会福祉施設経営者協議会 鳥取県老人福祉施設協議会 鳥取県老人保健施設協会 鳥取県児童福祉入所施設協議会	1 要配慮者の輸送、避難受入についての協力 2 避難所における専門職員の応援派遣
境港管理組合	1 境港に関し必要な事項 2 船舶避難に関する支援
(一社)鳥取県診療放射線技師会	1 避難退域時検査の実施に対する協力
(公社)鳥取県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会鳥取県本部	1 災害時における民間賃貸住宅の媒介

(公社)全国賃貸住宅経営協会	
学校法人 公の施設の指定管理者	1 被災者の一時受入等応急措置についての協力

9 原子力規制事務所（島根）

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
原子力運転検査官	1 原子力発電所又は原子力施設の運転状況、設備の保全状況、保安規定の順守状況等について巡視検討等 2 施設敷地緊急事態発生後、施設の状況確認
原子力防災専門官	1 市への防災計画等に対する指導、助言等 2 島根原発への防災業務計画等に対する指導、助言等 3 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンターの立ち上げ等
上席放射線防災専門官	1 緊急時モニタリング計画の作成 2 緊急時モニタリングの実施及び対応等

※ 上記の表にない機関については、境港市地域防災計画（震災・風水害等対策編）第1部第2章に定める「関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を参照。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 島根原発との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 市は、島根原発が原災法第7条第1項に基づき作成又は修正しようとする島根原発防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。
- (2) 市は、島根原発が原災法第8条第4項に基づき県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。
- (3) 市は、島根原発が原災法第9条第5項及び第6項に基づき県に届け出た、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。
- (4) 市は、島根原発が原災法第11条第3項及び第4項に基づき県に届け出た、放射線測定設備及び原子力防災資機(器)材(以下「資機材」という。)の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。
- (5) 市は、次の各号に掲げる事項について、島根原発に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)第6条に基づき、島根原発から事前にその計画の報告を受けるものとする。市は、その報告を受けるに当たって、まず計画概要の報告を受け、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、米子市及び島根原発と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、島根原発から適切に報告を受ける。
 - ア 島根原発の増設(既存の設備の出力増加を含む。)に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - イ 原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という。)に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第2号に規定する施設をいう。)の重要な変更(「重要な変更」とは、炉規制法第43条の3の八第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。)
 - ウ 原子炉の廃止に伴う炉規制法第43条の3の3第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更

第3節 報告の徴収と立入検査等

1 報告の徴収

県は、必要に応じ、原災法第31条の規定に基づき、島根原発から報告の徴収を行うことにより、島根原発が行う原子力災害の予防(再発防止)のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

2 立入検査の実施

- (1) 県は、原災法第8条4項に基づき届出のあった原子力防災要員の配置状況等及

び島根原発防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めたときは、国及び島根県へ事前に連絡し、原災法第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員に立入検査を実施させること等により、島根原発が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

- (2) 県は、島根原発の立入検査を行う場合は、市及び米子市に対し事前に通報する。
- (3) 県は、立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、島根原発に対して、適切な履行を求めるとともに、必要に応じて島根原発に対して、島根原発防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。なお、県は、市及び県内他市町村に対して、その状況を連絡する。
- (4) 市は、県が島根原発に立入検査を行う場合は、職員を安全協定第11条第1項の現地確認として同行させることができる。

3 現地確認の実施

- (1) 市は、島根原発周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県及び米子市と安全協定等に基づく現地確認等を行う。
- (2) 市は、現地確認等の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、県及び米子市と共に島根原発に対して対応を求める。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り実施する。

原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者（放射線モニタリングに係る業務を除く）として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。

- (2) 市は、緊急時モニタリング体制の整備、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置の準備への協力、緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り実施する。

上席放射線防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行う。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成

員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、市は、島根地域に設置される島根地域原子力防災協議会にオブザーバーとして参加し、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等）対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、島根原発の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、市の地域防災計画・避難計画に係る具体化、充実化を行う。

- （２）市は、島根地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する。
- （３）市は、国、鳥取県、島根県（以下「所在県」という。）及び米子市、安来市、雲南市、出雲市（以下「関係市」という。）、松江市（以下「所在市」という。）等と協力し、島根地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図る。
- （４）市は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- （５）市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- （６）市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、私有地、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、関係市、所在県、所在市及び島根原発、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

（１）市と関係機関等相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係市、所在県、所在市及び島根原発、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点及びオフサイトセンターとの間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、市から県への報告について、どのような内容の情報をどのような手段で収集するのか等、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、関係市、所在県、所在市及び島根原発、その他防災関係機関に周知する。

ア 島根原発からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在

の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

（２）機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

（３）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について、必要に応じて情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等体制の整備を図る。

（４）非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

（５）移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（携帯型、車載型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

（６）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、市災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

（１）人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

（２）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、県、関係市、所在県、所在市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

（３）防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、関係市、所在県、所在市及び島根原発その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような島根原発に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、市災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。

＜整備を行うべき資料＞

① 原子力施設（事業所）に関する資料

ア 島根原発防災業務計画

イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

ア 原子力防災対策地図

イ 種々の尺度の周辺地図

ウ 周辺地域の人口、世帯数（島根原発との距離別、方位別。要配慮者の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）

エ 周辺一般道路、高速道路、農道、林道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深、地震等発生時における道路の被災予測に関する資料等の情報を含む。）

オ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物、一時集結所、放射線防護対策工事の実施施設に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入可能数、食糧等の備蓄状況、移動手段等の情報を含む。）

カ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、保育園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者支援施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

キ 拠点となる原子力災害拠点病院に関する資料（位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の測定候補地点図、及び環境試料の採取候補地点図

ウ 線量推定計算に関する資料

エ 平常時環境放射線モニタリング資料

オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

カ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 島根原発を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リスト等を含む）

イ 島根原発との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）

ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

ウ 避難誘導計画、避難経路図、避難実施要領のパターン（避難所の基本情報

及び避難経路、誘導員の配置等)

3 通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置についても事前調整する。

(1) 専用回線網の整備

ア 県と国、関係市及び原子力施設との間の専用回線網の整備

市は国、県、関係市、関係機関等と連携し、緊急時における通信体制を充実・強化するため、専用回線網の維持・管理に努める。

イ オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

市は、オフサイトセンターと県及び関係市等との間の通信連絡確保のため原子力防災ネットワークシステム及びTV会議システム等関連資機材の維持・管理に努める。

(2) 通信手段・経路の多様化等

ア 防災行政無線の確保・活用

市は、国、県、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

イ テレビ会議システムの整備

市は、県及び関係市等との連絡を確保するため、テレビ会議システムの維持・管理に努める。

ウ 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

エ 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局等の原子力防災への活用に努める。

オ 多様な情報収集・伝達システムの整備

市は、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）等により県が収集した画像情報等を受信できるよう関係機材の維持・管理に努める。

カ 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

キ 通信輻輳の防止

市は、関係市及び関係機関と連携し、移動通信系の運用における通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事

前の調整を実施する。

ク 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。

ケ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

4 鳥取県緊急事態対処センターとの情報共有

市は、県が迅速な緊急対応を行うために整備する緊急時対処センターとの情報共有に努める。

※ 緊急事態対処センターは、各種通信機器及び配信機能を整備し、原子力防災に関する各種情報の収集・整理、適宜的確な指示を行うとともに、市町村及び関係機関に対して情報共有を行う。

5 実動機関現地合同調整所の整備

県警察は、琴浦大山警察署に実動機関現地合同調整所を整備し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、実動機関の円滑な調整及び情報共有等を図るため、平素から実動機関間で準備のための共通の基準及び共通の実施要領を確立し、調整メカニズムの構築、実動機関共同調整システム、通信機器等を整備する。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

（1）警戒態勢をとるために必要な体制

県は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、あるいは発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図る。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等、必要な体制を整備する。

（2）オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の通報を受けた場合、オフサイトセンターにおける市ブースの立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

（3）現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

施設敷地緊急事態が発生し、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、或いは内閣総理大臣が原災法

第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合等に市災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、対策本部の設置場所、職務権限、組織・所掌事務及び職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておく。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ指定する。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

- (1) 市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市、所在県、所在市とともにオフサイトセンターに、原子力災害合同対策協議会を組織する。
- (2) 同協議会は、国の現地災害対策本部と市及び県、関係市、所在県及び所在市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び島根原発の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため市は、同協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。
- (3) オフサイトセンターにおいて、同協議会の下にモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、市及び国、県、関係市、所在県、所在市、関係機関、島根原発等のそれぞれの職員を配置することとされており、市は配置する職員、配置する機能班の役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県、関係市、所在県、所在市及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係市、その他県内市町村、所在県、所在市、警察、消防、海上保安庁、自衛隊、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、島根原発、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

6 消防の派遣要請等

市は、広域消防、緊急消防援助隊の派遣要請手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法を整備し、迅速な派遣体制の整備を図る。

7 自衛隊の派遣要請依頼

市は、県への自衛隊派遣要請依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

8 原子力災害医療派遣チームの受入体制の整備

市は、原子力災害時の医療体制の充実を図るため、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）等に所属する原子力災害医療派遣チームの受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

9 広域的な応援協力体制の拡充・強化

- (1) 市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、輸送車両、人員、避難や避難者の避難退域時検査（「住民、車両、ペット（家庭動物）、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、市災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。
- (2) 市は、島根原発との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整える。なお、応援協定の締結については、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結についても考慮する。

(3) 市が締結する災害時応援協定（平成30年1月現在）

	名 称	締結相手	締結日	内 容
1	災害時の相互応援に関する協定	鳥取県及び県内全市町村	平成8年3月29日	相互応援
2	災害時における境港市と境港市内郵便局の協力に関する協定	境港市・境港市内郵便局	平成28年7月5日	相互協力
3	災害時における応急対策業務に関する基本協定	境港市・境港市建設業協議会	平成14年3月25日	災害復旧
4	災害時における災害車両の撤去等に関する協定	鳥取県・県内全市町村・社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部(JAF)	平成17年6月13日	車両撤去
5	境港市災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書	境港市・コカ・コーラウエスト株式会社	平成17年8月24日	災害対応型自動販売機を無償で無料開放する。
6	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	鳥取県・県内全市町村・社団法人隊友会鳥取県隊	平成18年3月28日	災害時の業務に係る援助
7	緊急事態における警友会の協力に関する協定	鳥取県・県内全市町村・鳥取県警友会連合会	平成18年11月15日	災害時の業務に係る援助
8	災害時における生活関連物資の調達等に関する協定	境港市・株式会社PLANT	平成19年2月21日	物資の調達及び安定供給の協力、避難場所
9	境港市と株式会社中海テレビ放送との災害緊	境港市・株式会社中海テレビ放送	平成19年7月23日	災害時の緊急放送

	急放送に関する相互協定			
10	災害時における介護老人福祉施設等の協力に関する協定	境港市・社会福祉法人こうほうえん	平成 19 年 9 月 8 日	福祉避難所
11	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	県・県内市町村・NPO 法人日本レスキュー協会	平成 20 年 10 月 20 日	災害救助犬及びセラピードッグの出動
12	災害時における情報交換に関する協定	境港市・国土交通省中国地方整備局	平成 23 年 6 月 28 日	現地情報連絡員の派遣
13	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	境港市・中国電力株式会社米子営業所	平成 26 年 2 月 20 日	災害時の復旧・情報連絡等
14	津波発生時における一時避難所としての使用に関する協定	境港市・社会福祉法人こうほうえん 他	平成 24 年 4 月 24 日 ～平成 27 年 8 月 31 日	津波一時避難所
15	山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定	山陰都市連携協議会構成市（鳥取県及び島根県の全 12 市）	平成 24 年 10 月 2 日	相互応援
16	鳴門市及び境港市の災害時相互応援協定	境港市・徳島県鳴門市	平成 25 年 2 月 14 日	相互応援
17	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	鳥取県・県内市町村・山陰 ELV リサイクル協議会	平成 25 年 3 月 26 日	被災車両の撤去等
18	中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定	境港市・米子市・松江市・出雲市・安来市・鳥取県西部町村会	平成 25 年 7 月 23 日	相互応援
19	特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定	鳥取県・県内市町村・西日本電信電話株式会社鳥取支店	平成 25 年 9 月 30 日	避難所での特設公衆電話の設置
20	災害等発生時相互協力に関する協定	鳥取県・県内市町村・西日本旅客鉄道株式会社米子支社	平成 25 年 12 月 3 日	災害時の避難所・物資の提供、人員の輸送等
21	鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市	平成 25 年 12 月 25 日	相互応援
22	緊急用 LP ガスの調達に関する協定	県西部市町村・一般社団法人鳥取県 LP ガス協会西部支部	平成 26 年 5 月 30 日	緊急用 LP ガスの供給
23	災害時における生活関連物資の供給等に関する協定	境港市、鳥取県生活協同組合	平成 26 年 12 月 24 日	生活関連物資の供給
24	災害発生時における遊技場施設の使用に関する協定書	境港市、境港市遊技業防犯組合、境港警察署	平成 27 年 2 月 6 日	遊技業施設の使用
25	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 27 年 4 月 3 日	物資の調達及び安定供給の協力

26	中海・宍道湖・大山圏域市長会と備後圏域連携協議会の災害時の相互応援に関する協定	備後圏域（広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市、井原市）	平成 27 年 5 月 11 日	災害時の避難所・物資の提供、職員の派遣等
27	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会	平成 27 年 7 月 1 日	災害時の廃棄物処理等
28	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	鳥取県清掃事業協同組合	平成 27 年 7 月 1 日	災害時の廃棄物処理等
29	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	境港市循環資源再生利用事業協同組合	平成 27 年 7 月 1 日	災害時の廃棄物処理等
30	津波発生時における一時避難所としての使用に関する協定	学校法人 美哉幼稚園	平成 27 年 8 月 3 日	津波一時避難所
31	災害時における介護老人福祉施設等の協力に関する協定	介護老人保健施設 花の里	平成 28 年 7 月 5 日	福祉避難所
32	災害時における介護老人福祉施設等の協力に関する協定	社会福祉法人 境港福祉会	平成 28 年 7 月 5 日	福祉避難所
33	災害時における介護老人福祉施設等の協力に関する協定	鳥取県済生会地域ケアセンター	平成 28 年 7 月 8 日	福祉避難所
34	災害時における障がい者支援施設等の協力に関する協定	社会福祉法人 しらゆり会	平成 28 年 7 月 5 日	福祉避難所
35	津波発生時における一時避難所としての使用に関する協定	堀田石油株式会社・株式会社ナリヤ	平成 28 年 10 月 5 日	津波一時避難所

10 オフサイトセンター

- (1) 市は、所在県の協力のもと、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。
- (2) 市は、所在県と連携して、オフサイトセンターで継続的に活動できなくなった場合、オフサイトセンターの代替施設へ移転する。その際、必要な活動用資機材の搬送等について協力する。
- (3) オフサイトセンター一覧（島根原発対応）

名称	所在地
島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町 5 2
島根県出雲合同庁舎（代替オフサイトセンター）	島根県出雲市大津町 1 1 3 9
島根県仁多集合庁舎（代替オフサイトセンター）	島根県仁多郡奥出雲町三成 5 5 5 - 4

11 モニタリング体制等

- (1) 平常時のモニタリングの実施

ア 県は、平常時モニタリング計画を作成し、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国

の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、水道水及び植物等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するため、モニタリングポストを市内に設置している。

イ 空間放射線量率等の測定結果については、県のホームページにリアルタイムで公表されているほか、市役所に設置している表示モニタでも確認することができる。また、測定値の評価結果については、四半期毎に開催する検討委員会での検討及び原子力安全顧問の審議を受けたのちに公表される。

（２）緊急時モニタリングセンター（ＥＭＣ）

ア 緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンター（以下「ＥＭＣ」という。）が設置される。ＥＭＣは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係都道府県（ＰＡＺを含む都道府県及びＵＰＺを含む都道府県をいう。以下同じ。）、島根原発及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

イ 市は、県が作成する緊急時モニタリング計画に基づき、市職員を派遣し緊急時モニタリング業務を支援する。

（３）市内のモニタリングポスト設置状況

設置場所	島根原発からの距離	ポストの種別	備 考
境中央公園（上道町）	20～25 km	固定型	
外江公民館（外江町）	15～20 km	可搬型	測定値表示ディスプレイ付
余子公民館（竹内町）	20～25 km	可搬型	測定値表示ディスプレイ付
中浜公民館（財ノ木町）	20～25 km	可搬型	測定値表示ディスプレイ付
渡駐在所（渡町）	15～20 km	可搬型	
光洋の里（渡町）	15～20 km	可搬型	

※ 鳥取県モニタリングデータ公表ホームページ

<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5357>

注：駐在所（渡り）及び光洋の里（渡り）については、現在モニタリングのみで鳥取県のホームページに公表されていません。

12 複合災害に備えた体制の整備

（１）市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

（２）市は、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

（１）市は、防災対策に必要な資機材を整備するとともに、定期的な保全点検と使用方法に関する訓練及び研修を定期的実施し を行い、常に使用可能な状態に維

持する。また、必要な資機材の種類、数量、保管場所等について、訓練等の結果により適宜見直しを行う。

- (2) 市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関及び島根原発と相互の連携を図る。

第8節 避難受入活動体制の整備

1 避難計画の策定

- (1) 市は、国、県、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難に関する要領を定めた広域住民避難計画及び避難誘導計画を作成する。計画の作成においては、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として、広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。
- (2) 本市は全住民が市外へ避難することとなり、市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要となるため、国及び県が中心となって避難受入市町との調整を行い避難所の確保等を図る。その際、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

2 避難誘導体制の整備

市は、一時集結所における誘導方法を定めた避難誘導計画を作成するとともに、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難体制を構築する。

3 避難所等の整備等

市は全域がUPZ内に所在しているため、原子力災害が発生し避難の指示が出された場合は、県東部地区に広域避難する。

- (1) 避難所等の指定及び住民への周知

ア 市は、県が広域避難場所を指定するにあたり県及び受入先市町と調整する。特に、市内各地区の住民の状況と避難先地域及び施設の受入可能状況等を考慮し適切な避難場所の選定に努める。

イ 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の広域福祉避難所の指定についても県と調整する。

ウ 市は、県が指定した原子力災害発生時に住民が避難するための広域避難所について、原子力防災ハンドブックの配布や出前講座等により住民への周知徹底を図る。

エ 広域避難場所一覧については別添5のとおり。

- (2) 一時集結所等の指定

市は、バス等による避難に際して、避難する住民が徒歩により集結する場所を一時集結所としてあらかじめ指定する。

- (3) コンクリート屋内退避施設の指定

市は、県等と連携し、公民館及び小中学校等をコンクリート屋内退避施設として指定している。また、県は、要配慮者のコンクリート屋内退避施設を確保する。

原子力災害時においては、当該施設の避難者を優先的に救助・救出する。

(4) 避難誘導用資機材及び車両等の整備等

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導に必要な資機材等の整備に努める。また、市は、広域避難を想定した移送用資機材・避難車両等を見積り、県に通知するとともに車両等の確保について依頼する。

(5) 避難退域時検査会場の整備

ア 県は市と調整して、各地区の避難退域時検査会場を指定する。市は各地区の避難住民が広域避難途中で、確実に避難退域時検査会場で検査を受けるよう住民への周知を徹底する。なお、会場の設営及び運営は、県及び避難退域時検査会場となる市町村等が協力して行う。

イ 予め定めた避難退域時検査会場が使用できない場合は、県が選定した代替の避難退域時検査会場を使用する。

(6) 避難者支援の仕組みの整備

市は、県及び米子市と連携し、あらかじめ避難途中における避難者支援の仕組みの整備について協力する。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部課等を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(8) 避難所における設備等の整備

市は県と連携し、避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(9) 物資の備蓄に係る整備

市は県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄及び避難所として指定された学校等における備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

(10) 広域避難に係る体制の整備

市は、県等と連携し、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備

(1) 市は、県と協力し、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むよう努める。

ア 市は、県と協力し、必要に応じ避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を図る。

イ 避難行動要支援者名簿の活用及び個別支援計画により避難行動要支援者の避難誘導及び移送体制を整備する。

ウ 市は、病院等医療機関及び介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設等、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護設備を有する施設の入居者等、避難が容易でない等の事情により、一定期間その場に留まらざ

るを得ない住民の避難について県を支援する。

- (2) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。
- (3) 入所型の介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者の安全に配慮した避難誘導體制の整備を図る。

5 避難行動要支援者に関する措置

- (1) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。
- (3) 市は、警察、消防、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等を実施する。その際、個人情報保護に留意し、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を徹底する。
- (4) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難に必要な車両を見積もり、福祉車両等についてあらかじめ県に確保を要請する。

6 保育所や学校等における避難計画の整備

保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）が通う施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。また、保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めるようにする。

7 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

大規模商業施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

8 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。なお、避難状況の確実な把握に向けて、指定した避難所以外に避難をした場合等は、市に居場所と連絡先を通報するよう周知する。

9 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

10 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域（原災法第28条第2項において読み替えて適用される災対法第63条第1項の規定に基づき設定される区域をいう。以下同じ。）を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

11 避難場所等・避難方法等の周知

- (1) 市は、県と連携して、関係周辺市町に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配付等（島根原発対応の場合は避難支援ポイントを含む。）の場所、避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、ペットとの同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

- (2) 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県、関係市、所在県、所在市及び島根原発と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理し、住民等に対して、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。
- (3) 市は県と共同で、避難先となっている市町の協力を得て、住民に対して広域避難所に指定されている施設について日頃から周知を行う。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を整備する。

2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、県と連携し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制を整備する。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（原子力災害医療・総合支援センター）、広島大学（高度被ばく医療機関、原子力災害医療・総合支援センター）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合にこれに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し応急措置の実施に必要な救急救助用資機材等の整備に努める。

2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

- (1) 市は、県が緊急時に行う住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療活動について協力する。
- (2) 市は、県と調整し、貸与された放射線測定資機材、防護服等の資機材の適切な保管及び管理に努める。
- (3) 市は、安定ヨウ素剤の平常時の備蓄、保管、管理要領及び緊急時の手順等の体制の整備については、都度県と調整して実施する。

3 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備する。

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に安定ヨウ素剤を迅速に配布することができるよう、配布用の安定ヨウ素剤を一時集結所等に備蓄する。
- (2) 市は、県と連携し、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定され、配布を希望する住民への事前配布及び緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備する。
- (3) 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際の、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等に関する説明書等をあらかじめ準備する。なお、安定ヨウ素剤の配布及び服用に関与する医医師、薬剤師の手配等については県の支援を受ける。
- (4) 安定ヨウ素剤の備蓄を行う学校、病院・有床診療所、社会福祉施設に対して、安定ヨウ素剤の取扱いに関する留意点等の説明については県が計画して実施する。
- (5) 市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力する。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための体制及び資機材をあらかじめ整備する。
- (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び島根原発と相互に密接な情報交換を実施する。

5 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、県が国、関係周辺市町及び島根原発と連携して実施する、食糧その他の物資の備蓄・調達・輸送体制の整備について連携して対応する。
- (2) 市は、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう県が国、関係周辺市町と連携して実施する、体制の整備に連携して対応する。
- (3) 市は、自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合でも、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、県の行う物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備に協力する。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しと置く。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。
- (2) 市は、国及び県と連携し、一般災害との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の施設、装備を整備する。
- (3) 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
また、市ホームページや鳥取県原子力防災アプリ等を活用し、避難途中の住民に対する情報の伝達についても留意する。
- (5) 市は、県と連携し、避難所等で必要となる生活情報等については、Wi-Fi（無線LAN）を活用するとともに、新聞等を活用して住民に提供するなど、情報伝達手段の特性を踏まえた情報伝達に留意するものとする。
- (6) 市は、県と連携し、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディア（SNS）等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、道路標示板、パチンコ店の大型屋外ビジョンの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第13節 業務継続計画の策定

- (1) 市は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の移転先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務の継続性の確保を図る。
- (2) 市は、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- (3) 市は、庁舎の移転や業務の継続について、必要に応じ県の助言等を受ける。

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 市は、国、県及び島根原発と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力事業所の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に

関すること

- ⑤ 原子力災害時における防護措置に関すること（原子力災害時にとるべき行動）
 - ⑥ 緊急時に市、県や国等が講じる防災対策の内容に関すること
 - ⑦ コンクリート屋内退避所、避難所（先）に関すること
 - ⑧ 屋内退避、避難、避難退域時検査に関すること
 - ⑨ 避難行動要支援者への支援に関すること
 - ⑩ 緊急時にとるべき行動に関すること
 - ⑪ 避難所での運営管理、行動等に関すること
 - ⑫ 飲食物の摂取制限に関すること
 - ⑬ その他必要事項
- （２）市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施し、教育機関は、
防災に関する教育の充実に努める。
- （３）市は、原子力防災知識の普及と啓発を行うに際して、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者（特に避難行動要支援者）を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。
- （４）市は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市の指定した避難所以外に避難した場合等に、市災害対策本部に居場所と連絡先を通知するよう住民に周知する。
- （５）市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- （６）市は、災害発生時の災害対策等や優先度の高い通常業務の実施に当たり密接に関係する機関に対して、代替拠点の整備等を含めた事業継続計画の策定を促す。
- （７）市は、ＵＰＺ内の企業について、原子力災害にも考慮した事業継続計画の策定を促す。

第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県又は国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的に人材育成に努める。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じて実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ研修内容の充実に努める。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 環境放射線モニタリング実施方法及び機器並びに環境放射線モニタリングにおける気象情報の活用に関すること

- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 資機材の取扱に関すること
- ⑪ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 市は、国、県、関係市、所在県、所在市及び島根原発等と連携し、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練計画を策定する。
 - ① 市災害対策本部等の設置運営訓練
 - ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
 - ③ 緊急時通信連絡訓練
 - ④ 緊急時モニタリング訓練
 - ⑤ 原子力災害医療訓練
 - ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
 - ⑦ 住民避難訓練
 - ⑧ 人命救助活動訓練
- (2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

- (1) 機能別訓練等の実施
市は、県の計画に基づき、国、島根原発等関係機関と連携し、防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練を定期的実施する。
- (2) 総合的な防災訓練の実施
市は、国が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、関係市、所在県、所在市、島根原発等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市は訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 市は当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、県と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じて、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する

等原子力防災体制の改善に計画的に取り組む。

- (3) 市は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討しこれらを共有するとともに、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を実施する。
- (4) 市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを実施する。

4 教訓の反映

市は、訓練評価により得られた教訓について計画等に反映させるとともに、次の訓練でさらに検証し、計画を深化させ実行性の継続的向上を行う。

第17節 原子力施設上空の飛行規制

1 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置

市は、原子力施設上空の飛行について、国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和44年7月5日付け空港第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおり規制されていることの周知徹底に努める。

- (1) 施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下での高度での飛行）の許可は行わないこと。

2 原子力施設上空における小型無人機等の飛行への対処等

市は、原子力施設上空における小型無人機等の飛行について、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」により禁止されていることの周知徹底に努める。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されていないこと等の輸送の特殊性に鑑み、島根原発と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係機関は、こうした輸送の特殊性等を踏まえた対応について備えておく。

また、市は、安全協定第7条に基づく連絡（輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定した時を含む。）があった場合は、県と連絡体制を確認する。その際、原子力規制委員会が規制する核物質防護上の機微情報は公表しないものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（P A Zを含む地方公共団体及びU P Zを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会及び内閣府が、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は島根原発等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置することとされている。また、原子力規制委員会は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うい、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとされている。

イ 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。

ウ 立入検査の実施

県は、島根原発から警戒事態発生の通報等があった場合、職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。なお、市は、必要と認めたときは現地確認として同行する。その際、島根原発等の応急対策を妨げないよう配慮する。

エ 現地確認の実施

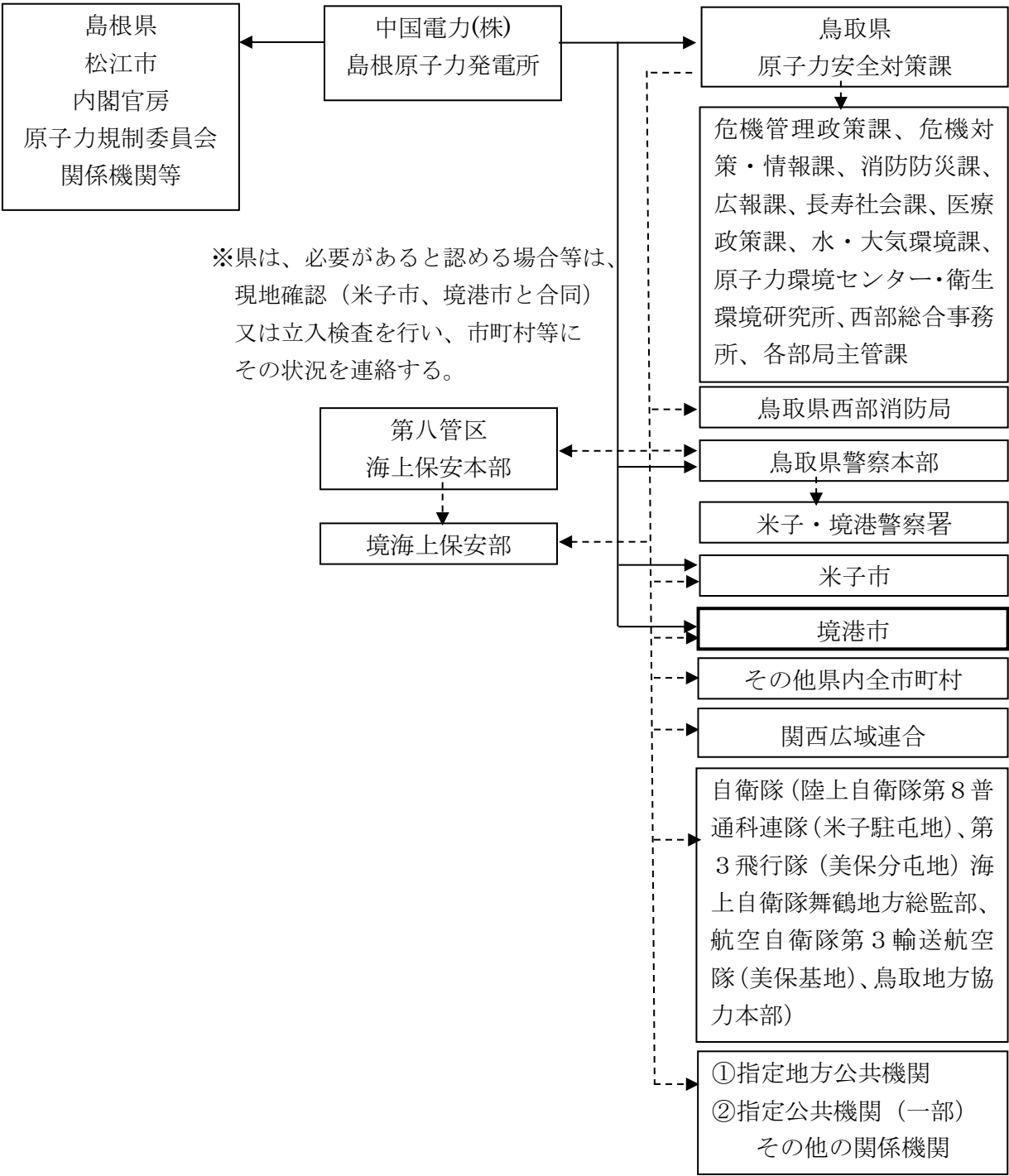
市は、島根原発周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、職員の安全が確保される範囲内で、県及び米子市と現地確認を行う。その際、島根原発等の応急対策を妨げないよう配慮する。なお、県が現地確認を行う場合にお

いて、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができる。

オ 連絡系統図

施設敷地緊急事態の基準に達しない異常発生した場合の島根原発からの連絡系統は下図のとおり。

設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）



① 指定地方公共機関

公益社団法人鳥取県医師会、一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県助産師会、一般社

団法人鳥取県薬剤師会、公益社団法人鳥取県看護協会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、一般社団法人鳥取県バス協会、日ノ丸自動車株式会社、日本交通株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社、株式会社山陰放送、山陰中央テレビジョン放送株式会社、株式会社エフエム山陰、日ノ丸西濃運輸株式会社鳥取支店、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、株式会社新日本海新聞社、若桜鉄道株式会社、一般社団法人鳥取県トラック協会、株式会社山陰中央新報社鳥取総局、一般社団法人鳥取県LPガス協会、鳥取県農業共同組合中央会、智頭急行株式会社、日本海ケーブルネットワーク株式会社、株式会社鳥取テレトピア、株式会社中海テレビ放送、鳥取中央有線放送株式会社

② 指定公共機関（一部）

西日本高速道路株式会社中国支社、日本通運株式会社鳥取支店、西日本旅客鉄道株式会社 米子支社、日本貨物鉄道株式会社米子営業所、西日本電信電話株式会社、NTTフィールドテクノ中国支店鳥取営業所、株式会社NTTドコモ中国支店鳥取支店、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、日本赤十字社鳥取県支部、日本放送協会、中国電力株式会社鳥取支社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）、日本郵便株式会社鳥取中央郵便局、日本銀行鳥取事務所

（3）島根原発からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

ア 島根原発の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書を送信するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。

また、国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとされており、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び関係周辺市に対して、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。

ウ 市は、島根原発及び県から施設敷地緊急事態発生の通報・連絡を受けた事項について、速やかに住民に広報し、屋内退避の準備等について連絡する。

エ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況を把握し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国及び関係地方公共団体に連絡するものとされている。

オ 立入検査の実施

県は、島根原発から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けたを受けた場合、職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。なお、市は、必要と認めたときは、職員の安全が確保される範囲内で現地確認として同行する。

その際、島根原発等の応急対策を妨げないよう配慮する。

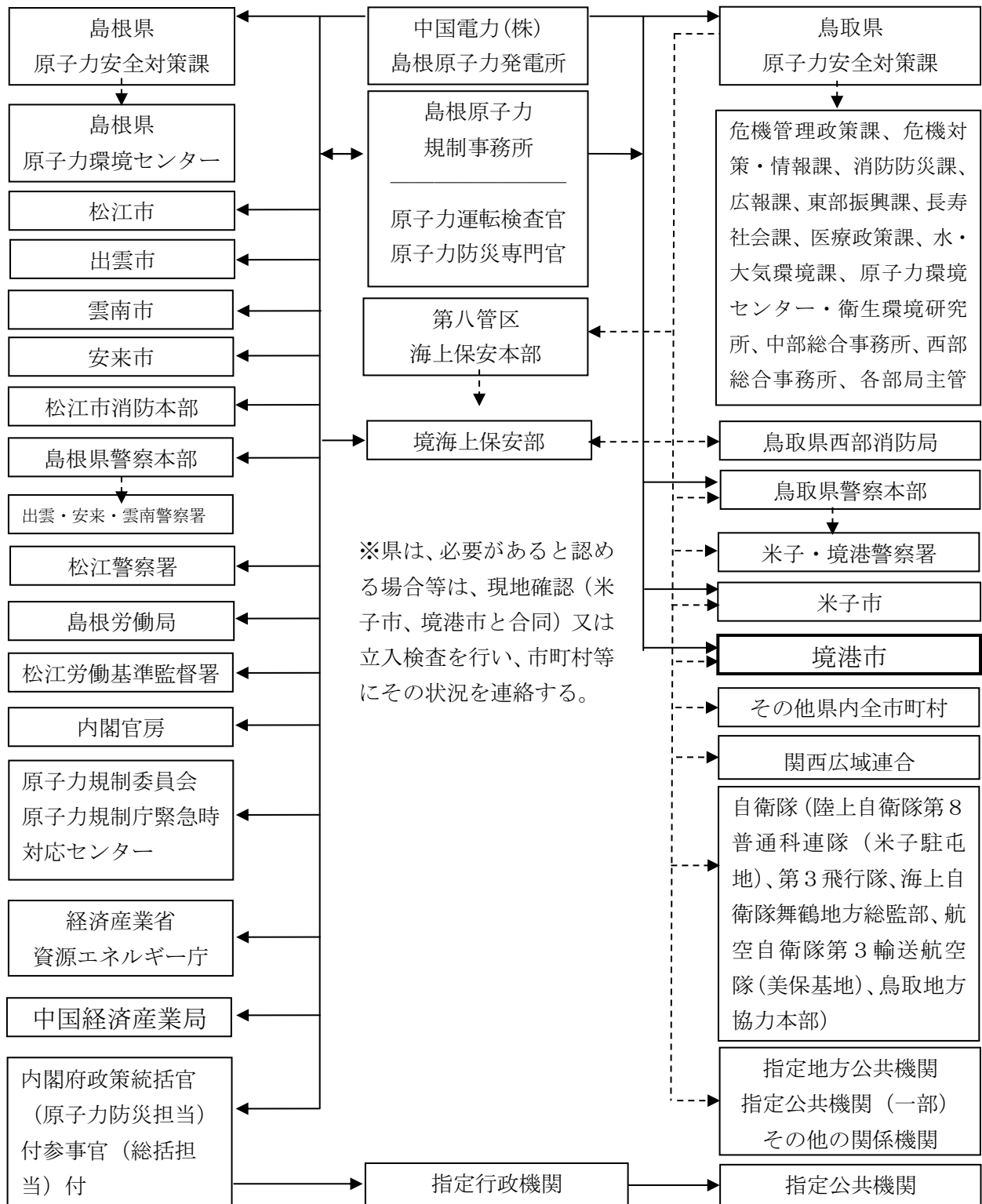
カ 現地確認の実施

市は、島根原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合、職員の安全が確保される範囲内で、県及び米子市と現地確認を行う。その際、島根原発等の応急対策を妨げないよう配慮する。

なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができる。

キ 連絡系統図

施設敷地緊急事態が発生した場合の島根原発からの通報系統図は下図のとおり。



(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

ア 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直

ちに島根原子力規制事務所の上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて島根原発に確認を行う。また、境港市、米子市、島根県及び関係する指定地方公共機関等に連絡する。

イ 連絡を受けた上席放射線防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、島根原発に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

ウ 立入検査の実施

県は、アに該当する事象が発生した場合、県の職員の安全が確保される範囲内で、必要に応じて立入検査を行う。なお、市は、必要と認めたときは、職員の安全が確保される範囲内で現地確認として同行する。その際、島根原発等の応急対策を妨げないよう配慮する。

エ 現地確認の実施

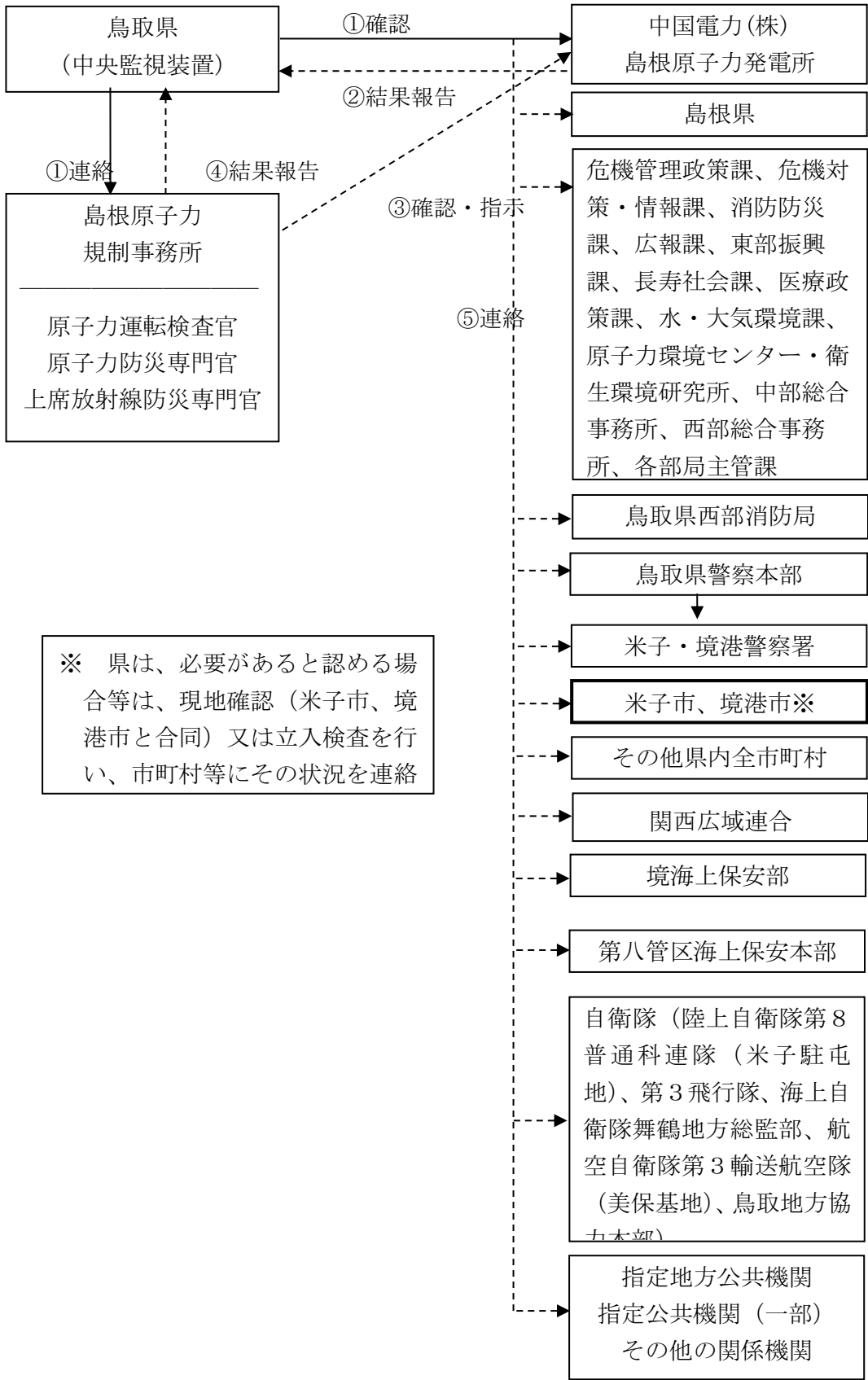
市は、島根原発周辺の安全を確保するため必要と判断される場合、職員の安全が確保される範囲内で、県及び米子市と現地確認を行う。その際、島根原発等の応急対策を妨げないよう配慮する。

なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができる。

オ 連絡系統図

県のモニタリングポストで、施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統は下図のとおり。

県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を
発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）



(5) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出された場合

島根県のモニタリングポストで異常値が検出され島根県からの連絡等により県がこれを覚知し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、県は、米子市、境港市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行う。

(6) その他、安全協定に基づき原子力事業所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合、県は、必要と認めたときは、立入検査又は現地確認を行う。なお、市は、必要と認めたときは、県が行う立入検査に現地確認として同行する、又は県及び米子市と現地確認を行うものとする。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 島根原発は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、島根原発の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされている。また、原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。

イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。

ウ 市は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、島根原発等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を国に対して随時連絡する等、相互の連絡を密にする。

エ 市は、県及び指定地方公共機関に対して、島根原発及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にする。

オ 市は、県及び関係地方公共団体各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にする。

カ 市は、オフサイトセンターに職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするとともに、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 島根原発の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書をファクシミリ

で送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

イ 全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを、直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

市は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、県、関係市、所在県、所在市、指定地方公共機関及び島根原発その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

ウ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

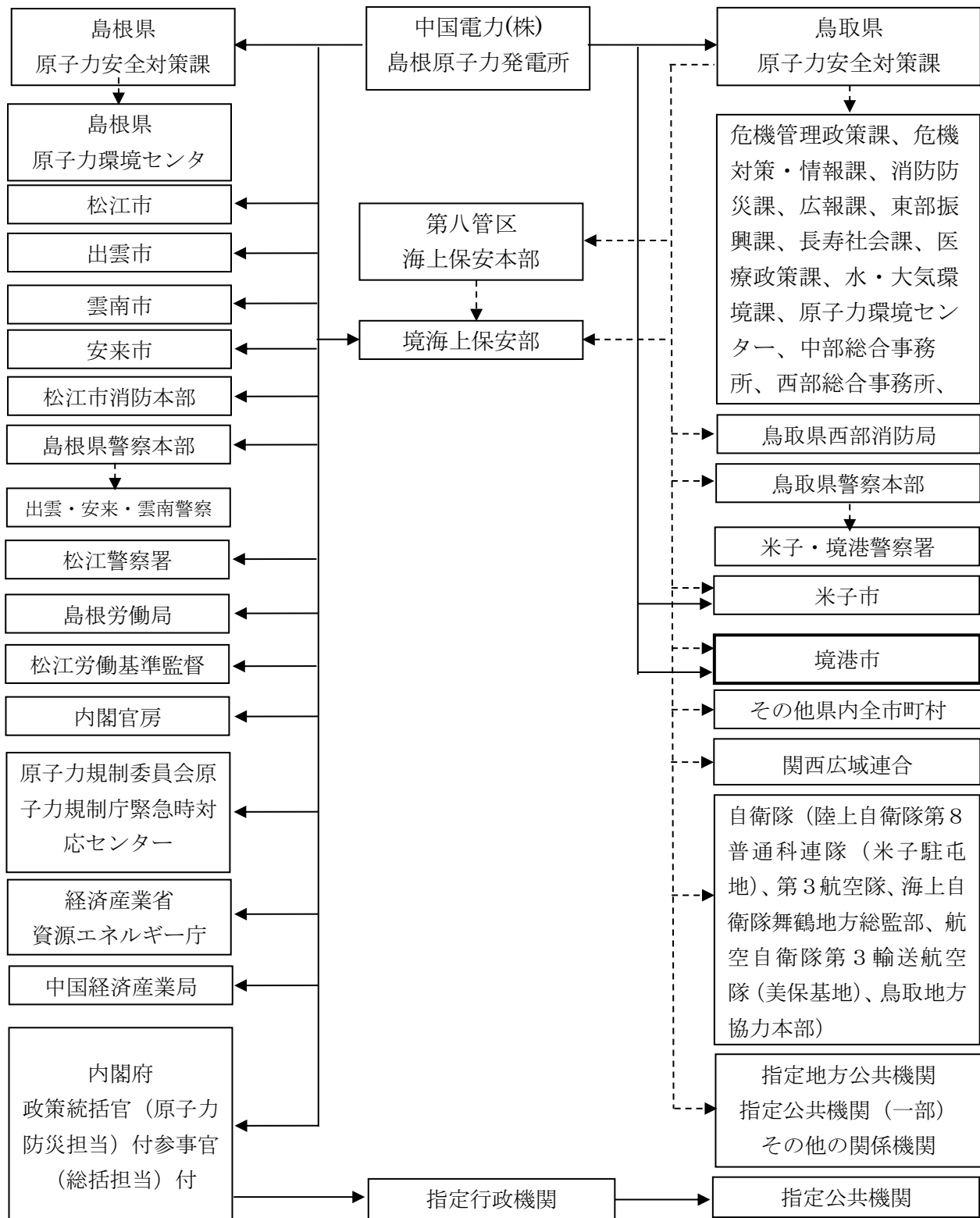
エ 原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が、相互に協力して作成したPAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や国の原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。

オ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、市、県、所在県、所在市及び関係市をはじめ島根原発、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

カ 通報系統図

全面緊急事態時の通報系統は下図のとおり。

全面緊急事態時の通報系統図（島根原子力発電所）



3 一般回線が使用できない場合の対処

- (1) 国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災

害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされている。県は、伝達された内容に関係周辺市町に連絡する。

- (2) 市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行います。また、県から伝達された内容等について住民に伝達します。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて、緊急時モニタリングの準備や実施等について、県が定める緊急時モニタリング計画に基づき、国や県等の関係機関に協力を行う。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 注意体制

市は、島根原発から安全協定第10条に基づいた異常時の連絡があり、防災監の判断により警戒体制をとらず、安全確認等を行う必要があると認めた場合等は、速やかに該当する職員を非常参集させ、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係地方公共団体及び島根原発等関係機関と緊密な連携を図る。

(2) 警戒態勢

ア 災害警戒本部の設置

市は、情報収集事態又は警戒事態の発生を認知した場合は、速やかに職員を非常参集し、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市、所在県、所在市及び島根原発等関係機関と緊密な連携を図りつつ、緊急事態応急対策の準備等のため、境港市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

警戒本部の組織等は、境港市地域防災計画（震災・風水害等対策編）第3部第1章「組織及び体制計画」に拠るものとし、配備体制及び動員体制は別表のとおりとする。

イ 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合等は、原子力防災専門官、島根原発等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。また市は、県が災害警戒本部設置に合わせて立ち上げた緊急事態対処センターが一元的に管理する入手情報を共有する。

ウ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、国から要請があった場合、オフサイトセンターの立上げ準備への協力を行う。

エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、施設敷地緊急事態が発生し、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催する場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

オ 国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等、当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

カ 警戒態勢の解除等

警戒態勢の解除又は警戒態勢からの体制移行は、概ね以下の基準による。

(ア) 原子力施設の事故等が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

(イ) 市災害対策本部に移行したとき

(3) 非常体制

ア 災害対策本部の設置

(ア) 市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合（国に連絡が必要）は、速やかに全職員を非常参集し、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする境港市災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

また、原則として島根原発の場合においては、副市長及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣する。

(イ) 対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、本部長が原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(ウ) 災害対策本部の組織、配備体制及び所掌事務等

対策本部の組織等は、境港市地域防災計画（震災・風水害等対策編）第3部第1章「組織及び体制計画」に拠るものとし、配備体制、動員体制及び所掌事務等は別表のとおり。ただし、広域避難等の応急対策における初動において、人員等の不足が生じないよう柔軟に運用できる体制とする。

＜配備体制の基準＞

配備体制	本部体制	配備の基準（時期）	任 務
注意体制	—	1 島根原発から安全協定第10条に基づいた異常時の連絡があり、防災監の判断により警戒体制をとらず、安全確認を行う必要があると認めたとき。 2 松江市で震度3の地震が発生したとき。	・情報収集・伝達
第一警戒体制	警戒本部	1 島根原発から安全協定第10条に基づいた異常時の連絡があり、防災監の判断により情報収集等を行う必要があると認めたとき。 2 松江市で震度4の地震が発生したとき。 3 その他防災監が必要と認めたとき。	・情報収集、伝達 ・第二警戒体制の関係職員は待機
第二警戒体制	警戒本部	1 島根原発から安全協定第10条に基づいた異常時の連絡があり、防災監の判断により第二警戒体制をとる必要があると認めたとき。 2 情報収集事態に該当するとき。 3 警戒事態に該当するとき。 4 本市で震度5弱の地震が発生したとき。 5 その他防災監が必要と認めたとき。	・情報収集・伝達 ・現地確認の実施 ・防護措置の準備 ・非常体制の関係職員は待機
非常体制	対策本部	1 施設敷地緊急事態に該当するとき。 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 3 本市で震度5強以上の地震が発生したとき。 4 鳥取県又は島根県に津波警報・大津波警報が発表されたとき。 5 その他市長が必要と認めたとき。	・全職員配置 ・情報収集・伝達 ・現地確認の実施 ・緊急時モニタリング ・防護措置の実施

※ 防災監は態勢をとる場合、市長に対し状況報告を行う。

<動員体制の基準>

配備体制	本部体制	動員する職員
注意体制	—	自治防災課は、職員2名を動員
第一警戒体制	警戒本部	各部で必要な職員を動員 (自治防災課は、全職員を動員)
第二警戒体制	警戒本部	係長級以上の職員を動員 (自治防災課は、全職員を動員)
非常体制	対策本部	全職員を動員

<対策本部の所掌事務>

構 成		所 掌 事 務
部	課	
災 害 対 策 本 部 事 務 局	自治防災課	1 対策本部員の動員に関する事。 2 対策本部会議に関する事。 3 オフサイトセンター及び原子力合同対策協議会に関する事。 4 各対策部との連絡調整に関する事。 5 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 6 防災関係機関との連絡調整に関する事。 7 消防団の動員及び消防署との連絡調整に関する事。 8 自衛隊等に対する応援要請に関する事。 9 災害・気象情報の収集及び伝達に関する事。 10 被害状況の取りまとめに関する事。 11 防災行政無線等の災害通信設備に関する事。 12 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関する事。 13 防護対策実施上の企画調整に関する事。 14 防護対策（屋内退避、避難）等の発令に関する事。 15 モニタリング情報等の収集及び伝達に関する事。 16 原子力防災資機材の確保に関する事。

構 成		所 掌 事 務
部	課	
総務 対 策 部	秘 書 課	1 対策本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 視察者、見舞者の応接に関すること。 3 見舞金、義援金の受付に関すること。
	総 務 課	1 職員参集状況の取りまとめ及び各対策部の職員配置に関すること。 2 電気設備及び電話の確保に関すること。 3 災害対策車両の確保及び配車に関すること。 4 市有財産の緊急使用に関すること。 5 対策本部の用品の調達に関すること。 6 他の地方公共団体職員の派遣要請及び受入に関すること。 7 職員の被ばく管理及び公務災害補償に関すること。 8 職員の健康管理及びメンタルヘルスに関すること。
	財 政 課	1 一時集結所の運営・管理に関すること。 2 災害に関する予算その他財政措置に関すること。 3 部内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ報告に関すること。
	地域振興課	1 緊急時広報の総括に関すること。 2 住民への広報に関すること。 3 報道機関への緊急時広報に関すること。 4 報道内容の調整に関すること。 5 災害対策記録、写真等の収集整理に関すること。 6 避難先での情報システムネットワーク等の整備に関すること。
	議会事務局	1 一時集結所の運営・管理に関すること。 2 避難先での避難所運営支援に関すること。
	監査委員事務局兼選挙管理委員会事務局	1 一時集結所の運営・管理に関すること。 2 避難先での避難所運営支援に関すること。
	出 納 室	1 一時集結所の運営・管理に関すること。 2 災害対策経費の出納事務に関すること。 3 見舞金・義援金の保管に関すること。

構 成		所 掌 事 務
部	課	
産 業 対 策 部	水産商工課	1 水産物の被災状況の把握に関する事。
		2 水産関係機関との連絡調整に関する事。
		3 水産関係者への緊急時広報に関する事。
		4 水産物の出荷制限に関する事。
		5 水産物の風評被害対策に関する事。
		6 被災水産業者等への金融対策に関する事。
		7 企業等の被災状況の把握に関する事。
		8 商工業関係機関との連絡調整に関する事。
		9 工場、小売店舗等への緊急時広報に関する事。
		10 企業等への風評被害対策に関する事。
		11 被災中小企業等への金融対策に関する事。
	農 政 課	1 農畜産物の被災状況の把握に関する事。
		2 農業関係機関との連絡調整に関する事。
		3 農畜産物小売店舗等への緊急時広報に関する事。
		4 農畜産物の出荷制限に関する事。
		5 小売店舗等の出荷制限に関する事。
		6 農畜産物への風評被害対策に関する事。
		7 被災農畜産業者への金融対策に関する事。
	観光振興課	1 外国人の避難支援に関する事。
		2 観光客等一時滞在者への緊急時広報に関する事。
		3 部内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ報告に関する事。
		4 観光施設及び関係団体との連絡調整に関する事。

構 成		所 掌 事 務
部	課	
民 生 対 策 部	税 務 課	1 一時集結所の運営・管理に関すること。 2 避難先での避難所運営支援に関すること。
	収 税 課	1 一時集結所の運営・管理に関すること。 2 避難先での避難所運営支援に関すること。 3 部内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ報告に関する こと。
	環境衛生課	1 ごみ処理施設の維持管理に関すること。 2 緊急時モニタリングへの協力に関すること。 3 一時集結所の運営・管理に関すること。 4 避難先での避難所運営支援に関すること。
	市 民 課	1 住民からの問い合わせ等の対応に関すること。 2 避難先での被災地住民登録に関すること。 3 住民の所在確認に関すること。 4 避難先での市民総合窓口の設置及び運営に関すること。

構 成		所 掌 事 務
部	課	
福 祉 保 健 対 策 部	福 祉 課	1 避難行動要支援者（障がい者）の避難支援に関すること。 2 障がい者等関連施設等入所者の安全確保に関すること。 3 社会福祉協議会等の障がい者福祉等関連施設及び団体との連絡調整に関すること。 4 災害ボランティアの受入れに関すること。 5 避難先での被災住民の生活支援に関すること。 6 義援金、見舞金の配分に関すること。
	長寿社会課	1 高齢者福祉関連施設及び団体との連絡調整に関すること。 2 避難行動要支援者（高齢者等）の避難支援に関すること。 3 高齢者福祉関連施設入所者の安全確保に関すること。 4 部内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ報告に関すること。
	子育て支援課	1 幼稚園・児童福祉関連施設等との連絡調整に関すること。 2 公立保育園児の防護対策（屋内退避、避難）に関すること。 3 私立保育園・幼稚園等の安全確保に関すること。
	健康推進課	1 医薬関係機関との連絡調整に関すること。 2 応急医薬品及び医薬資機材の確保に関すること。 3 緊急時医療対策に関すること。 4 安定ヨウ素剤の受取、配布及び投与に関すること。 5 避難先での救援物資の受付及び配分に関すること。 6 被災者の保健・栄養指導に関すること。 7 避難先での健康相談窓口の設置及び運営に関すること。 8 被災者の健康相談及び心のケアに関すること。

構 成		所 掌 事 務
部	課	
建設 対策 部	管 理 課	1 市道の交通規制に関すること。 2 避難道路の状況把握及び確保に関すること。 3 交通規制の住民への周知に関すること。 4 防護対策区域内の立入制限及び禁止措置等に関すること。
	都市整備課	1 飲料水の使用制限の住民への周知及び飲料水の確保に関すること。 2 一時集結所の運営・管理に関すること。
	建築営繕課	1 避難先での公営住宅及び民間賃貸住宅の確保に関すること。 2 避難先での仮設住宅の建設用地の確保及び建築に関すること。
	下 水 道 課	1 下水道施設の維持管理に関すること。 2 浄化センターの維持管理に関すること。 3 一時集結所の運営・管理に関すること。 4 部内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ報告に関すること。
文 教 対 策 部	教育総務課	1 一時集結所（小・中学校）の供与に関すること。 2 避難先での応急給食に関すること。 3 学校との連絡調整に関すること。 4 児童、生徒の被災状況に関すること。 5 児童、生徒の防護対策（屋内退避、避難）に関すること。 6 避難先での応急教育に関すること。 7 被災児童、生徒の教科書学用品の確保及び就学援助に関すること。
	生涯学習課	1 施設利用者の防護対策（屋内退避、避難）に関すること。 2 一時集結所（公民館等）の供与に関すること。 3 一時集結所の運営・管理に関すること。 4 部内の連絡調整及び被害状況の取りまとめ報告に関すること。
消 防 対 策	消 防 団	1 住民の避難支援に関すること。 2 消防車両による緊急時広報に関すること。 3 災害救助活動に関すること。 4 その他災害応急対策に関すること。

※ 対策本部長は、その時の状況に応じ、上記の体制により難しいと認めたときは、臨機の体制をとる。

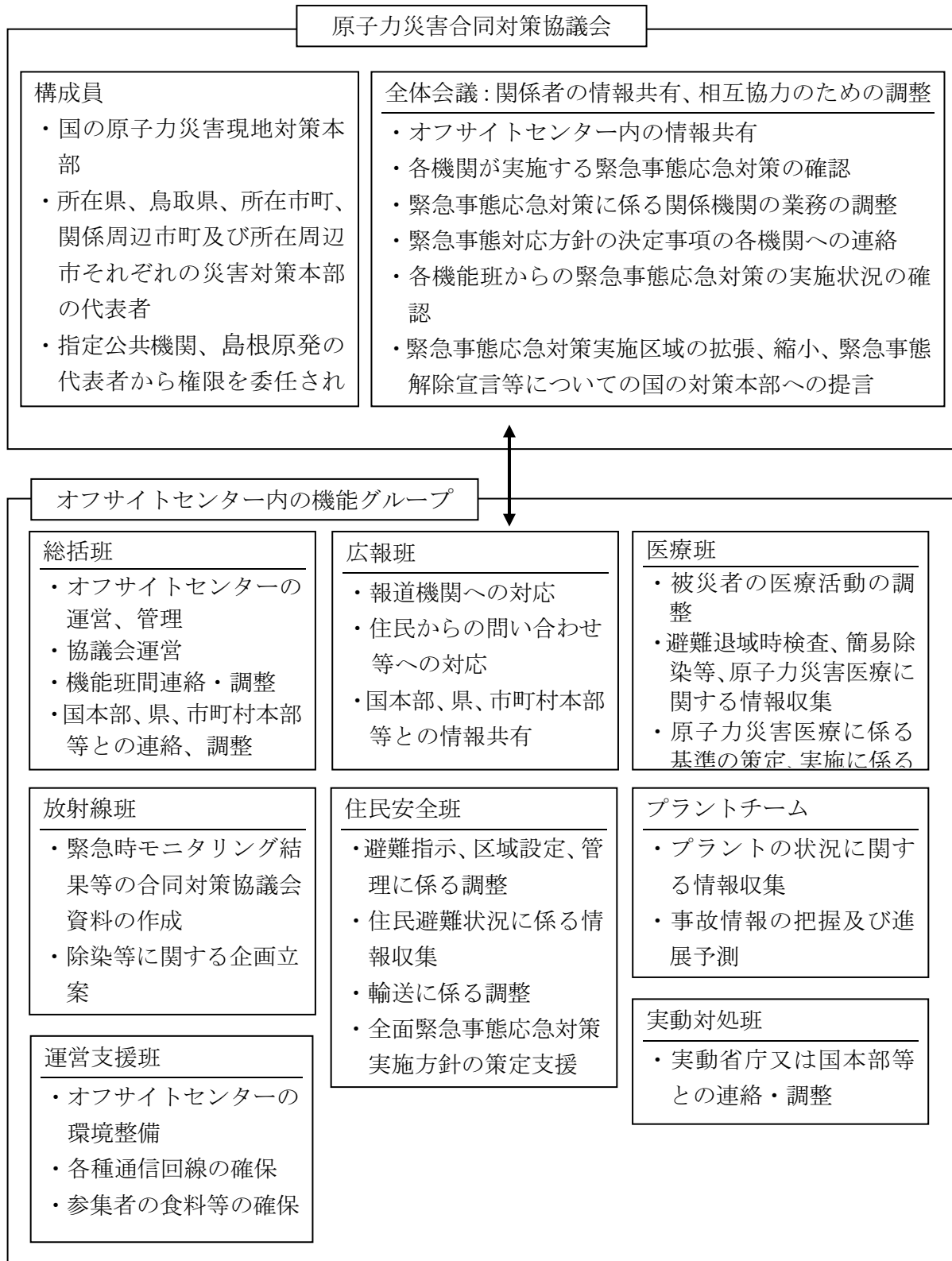
2 原子力災害合同対策協議会への出席等

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における機関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

原子力災害合同対策協議会の組織、構成員は下図のとおり。

原子力災害合同対策協議会の組織、構成員



3 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力安全顧問に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めるとともに、必要に応じて鳥取県原子力安全顧問に対して参集を要請する。

市は必要に応じ、県に対し専門家の派遣を要請する。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

ア 市は、必要に応じて、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

イ 市は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合は、県に対し速やかに出動要請を依頼する。また、電力事業者の応援や警察災害派遣隊等の応援についても必要な場合は県に要請を依頼する。

(2) 指定行政機関等への職員の派遣要請等

ア 市町は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 市町は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

(3) 緊急時モニタリング要員の要請等

EMCの長は、必要な場合には、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請するものとされている。市は、職員の動員要請を受けた場合は所要の職員を派遣する。

5 自衛隊の派遣要請等

(1) 市長は、国の原子力災害対策本部設置前等で自衛隊の原子力災害派遣が行われていない場合において、自衛隊の災害派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対して派遣の要請を依頼する。

(2) 市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに知事に対して撤収の要請を依頼する。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設

置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

ア 県災害対策本部長又は県現地災害対策本部長、医療救護対策本部長は、モニタリング班長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

イ 市は、防災に係る市職員及びその他防災関係機関に対して防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を実施する。

ウ 市は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県に対して防護資機材の調達を要請する。さらに、防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。この際、活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。

イ 市は、県と連携し、職員の被ばく管理を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去を行う。

ウ 市は、必要に応じ、県の放射線防護を担う班に対し除染、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定等の医療措置を要請する。また、必要に応じて専門医療機関等の協力や原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を依頼する。

(4) 安全対策

ア 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

イ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、関係市、所在県、所在市及び島根原発と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施する。なお、複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、第4章の複合災害の対応をとる。

- (1) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請若しくは県の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備を行う。
- (2) 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難が指示された場合は、国の要請若しくは県指示又は独自の判断により、住民等に対し屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう指示する。
- (3) 市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請する。
- (4) 市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び国と緊密な連携を実施する。一方で市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

その際市は、原子力災害合同対策協議会とともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したU P Z内の避難等の対象地域や対象者の数等を含む避難等の実施方針について確認を行い認識の共有を図る。

- (5) 国の原子力災害対策本部は、放射性物質が放出された後、市及び県に対し、緊急事態の状況により、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき市及び県が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国の原子力災害対策本部が指示を行うに当たり、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。また、市は県に対し、国の原子力災害対策本部による助言以外に、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。
- (6) 住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て県が確保する。避難に要するバスは、「原子力災害等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県バス協会等に要請し確保する。また、避難

に要する福祉タクシーについては、「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県タクシー協会等に要請し確保する。

市は、県と密接に連携し、避難人員及び避難に要するバス、福祉車両について見積り、緊急時に速やかに対応できるように準備する。

- (7) 市は、住民等の避難誘導に当たっては県と協力し、住民等に向けて避難や避難支援ポイント、避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努める。また、市は、避難や災害の概要等の情報について、県及び国の原子力災害現地対策本部等に対して情報を提供する。
- (8) 在宅の要配慮者等の避難は、自主防災組織や自治会等の地域住民の協力を得て県が手配したバス等で避難することを基準とする。ただし、県が病状等により専用車両等の手配が必要な在宅の要配慮者の避難について、病院等医療機関、社会福祉施設等での一時的な屋内退避と判断した場合はこれを支援する。
- (9) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、あらかじめ定められた避難経路により広域避難所に避難する。その際、避難受入市町に対し、避難所の開設及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するとともに、避難経路の交通統制状況、避難退域時検査会場及び避難所の受入準備状況等について確認する等、避難先市町及び県と密接に連携して対処する。
- (10) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかける。
- (11) 市は、県と連携し、避難又は屋内退避等の実施にあたり、自宅での屋内退避が困難な場合等には、コンクリート屋内退避施設の利用を検討する。
- (12) 市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、県及び国の原子力災害対策本部等に対しても情報提供する。

2 避難所等

- (1) 市は、県と連携し、一時集結所、広域避難所、避難支援ポイント、避難退域時検査等の場所及び開設状況等について住民等に周知徹底する。また、耐震工事等であらかじめ指定された施設以外の施設に避難する必要がある場合は、県及び避難受入市町と調整するとともに、開設状況及び受入体制等を確認し該当地区住民に周知する。
- (2) 市は、県及び避難受入市町と連携し、それぞれの避難所に受入られている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。
- (3) 市は、県及び避難受入市町の協力の下、避難所の生活環境を常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、

プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じ、ペットのためのスペースの確保に努める。

- (4) 市は、県及び避難受入市町と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、市は県及び避難受入市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 市は、県及び避難受入市町の協力の下、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (6) 市は、県及び受入市町の協力の下、要配慮者への配慮、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (7) 市は、県及び避難受入市町の協力の下、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。
- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに県に要請する。また、県の行う被災者の入居に係る事務及びその円滑な入居の促進について協力する。

4 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

- (1) 国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。
 県は、原子力災害対策指針に基づき、島根原発と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等のO I Lに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に受入するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査を実施し、検査結果に応じたO I Lに基づく除染を行う。
- (2) 主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する予備避難退域時検査会場で避難退域時

検査等を行う。避難退域時検査及び簡易除染は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、大型除染テント等の資機材を用いて行う。また県は複数の会場で避難退域時検査及び簡易除染を実施することを考慮し、資機材の標準化及び効率的な輸送体制の構築を図る。

ア 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。

イ 車両がO I L 4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行い、車両は簡易除染を行う。

ウ 乗員の代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

エ 検査の結果、O I L 4以下でない乗員については簡易除染を実施し、それでもO I L 4以下にならない場合は医療機関等へ搬送して除染を行う。

※ これまでの県の基本的な考え方にに基づき、車両の検査でO I L 4以下であった場合であっても、乗員が希望すれば避難退域時検査を行います。

(3) 車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。

(4) 避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行し、紛失しないよう注意喚起を行う。

(5) 外国人や高齢者、障がい者等の要配慮者の不安を払拭するため、多言語表記やイラスト、平易な文書を用いた検査方法等の説明資料などを用い、検査及び簡易除染を実施する。

5 避難途中の住民に対する支援の実施

県は避難退域時検査会場等に併設した避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。

6 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、県及び医療機関等と連携し、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、その判断を踏まえ、原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することとされている。

(2) 市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。なお、可能な限り薬剤師等の医療専門職の立ち会いの下、配布・服用指示を行う。

7 要配慮者への配慮

(1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。特に避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に屋内退避することものとする。また、

- 要配慮者に向けた情報の提供や、きめ細やかな対応等についても十分配慮する。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断する。
 - (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転所等を判断する。
 - (4) 在宅の避難行動要支援者については、あらかじめ定められた避難先へ移送することとするが、避難の実施により避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた近隣の屋内退避施設へ移送する。
 - (5) 県及び関係機関は、外国人に係る災害対応として、外国語ややさしい日本語による避難誘導を行うものとする。

8 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時、生命に関わるような緊急時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者の避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

9 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、生徒等の保護者への引き渡し等が完了する前に避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。

10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、国の原子力災害現地対策本部及び関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置を実施する。

12 食糧、生活関連物資等の供給

- (1) 市は、県が調達・確保した、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、

燃料及び毛布等の生活関連物資等を、県及び避難受入市町と連携し、ニーズに応じて供給・配分を行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

- (2) 市は、県の備蓄物資及び調達した物資、国又は他の県等によって調達され引き渡された物資を受領し被災者に供給する。
- (3) 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には県、国（物資関係省庁）又は国の原子力災害対策本部に物資の調達を要請する。
- (4) 県は、市が被災し備蓄物資等が不足する等緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認める等、その事態に照らし緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで物資を確保し輸送する。
- (5) 市は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。なお、市は、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、県と連携し、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し万全を期す。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努める。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。
- (2) 国はO I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画の策定・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、米子市水道局が行う飲料水の検査に協力する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。飲食物の検査に協力

する。また、市は、国、県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位及び範囲

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、下表の順位を原則として、県及び防災関係機関と調整する。

緊急輸送の順位及び範囲

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・ 人命救助、救急活動に必要な輸送	・ 救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・ 傷病者
第2順位	・ 避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・ 災害状況の把握、進展予測のための専門家、資機材の輸送	・ 避難者 ・ 緊急事態応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員）及び資機材
第3順位	・ 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・ 緊急事態応急対策要員（第2順位を除く国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員）及び資機材
第4順位	・ 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・ コンクリート屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食糧、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・ その他緊急事態応急対策のために必要な輸送	

(2) 緊急輸送体制の確立

ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。なお、避難者の輸送にあたっては、自家用車、バス等準備車両による避難を中心とするが、補完手段として鉄道、船舶、航空機、ヘリコプター等を確保し、輸送手段の複層化を図る。市は、これら輸送手段の特性、種別、数量等を総合的に判断し、県と輸送手段の配分を調整する。

イ 市は、車両及び人員等の調達に関して、県及び関係機関、必要に応じて周辺市町村に支援を依頼する。なお不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、車両及び人員等の確保に関する支援を依頼する。

県が要請する緊急輸送にかかる応援機関

輸送手段	応援機関・応援手段	備 考
陸路 (鉄道)	J R 西日本	- 中国運輸局鳥取運輸支局（本庁舎）を通じて、輸送力確保のあつせん依頼 「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請 「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、中国地方5県バス協会に協力を要請
陸路 (トラック)	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会、自衛隊	
陸路 (バス)	日ノ丸自動車、日本交通、中国地方5県バス協会、自衛隊	
	関西広域連合内の各府県バス協会	「バスによる災害時における緊急輸送に関する協定」に基づき要請
陸路 (福祉車両)	中国地方5県タクシー協会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊	「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、中国地方5県タクシー協会に協力を要請
海路 (船舶)	公共的団体等の所有船舶	中国運輸局鳥取運輸支局（境庁舎）に対するあつせん又は調整の要請
	海上保安部・海上保安署所属巡視船艇	
	海上自衛隊所属艦艇	
空路 (航空機)	自衛隊所属航空機 第八管区海上保安本部航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊のヘリコプター	

(参考) 県は、避難者の輸送にあたり、避難エリア内の人口や要支援者数等を速やかに抽出し、迅速かつ適切な避難を実施するための、避難オペレーション支援システムを整備・運用する。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保

緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難できるように交通規制等を行う。市の道路管理者は、交通規制に当たる県警察本部と、原子力災害合同対策協議会の場等において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置

を実施する。

(2) 運転士等の安全確保

市は、県、国等が行う運送事業者から派遣された運転士等の被ばく管理や資機材提供等運転士等の安全確保について可能な範囲で協力する。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じて県又は島根原発その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する等の措置を講ずる。

(2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、県、島根原発等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 市は、周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動要請を県に依頼する。なお、要請時には以下の事項に留意する。

ア 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 関係周辺市町への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療活動等

(1) 市は、県又は国から、安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、防災行政無線等各種広報手段により住民に伝達するとともに、速やかに一時集結所に安定ヨウ素剤の配布会場を設営し、住民への配布・服用を開始する。その際、原子力災害対策指針を踏まえ、医師の指導に基づき配布・服用を実施するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保する。

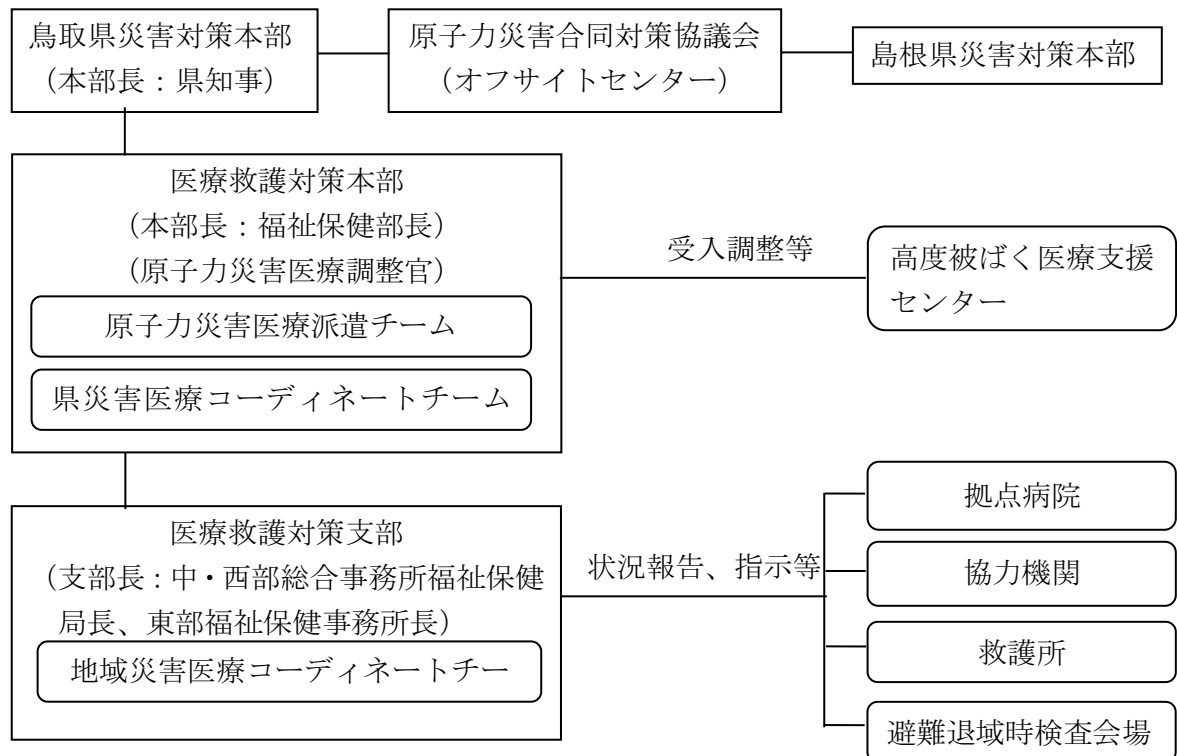
(2) 市は、県から依頼がある場合は、県が行う住民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療活動について協力する。

(参考：県の医療活動等)

- 1 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる原子力災害医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
- 2 県は、国及び拠点となる原子力災害医療機関と協力し、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- 3 県は、必要に応じて、速やかに拠点となる原子力災害医療機関又は国の原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣について要請するものとする。
- 4 県は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、国の原子力災害現地対策本部と、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療に係る医療チーム等の

派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。

原子力災害医療体制図



- 5 県は、医療救護対策本部において、原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を配置するとともに、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。

また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院等医療機関及び医師会等医療関係団体に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

- 6 県等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療に係る医療チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、島根原発等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。また、県等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。
- 7 県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、原子力災害対策指針を踏まえ、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を実施するとともに、

アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。

- 8 県は、避難経路上に避難退域時検査会場を設置し、避難者を避難所に受入るまでの間に、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、避難退域時検査会場を通過しなかった避難者については、避難先地域内に設置する予備会場で避難退域時検査を行う。
- 9 県は、避難退域時検査の結果等、内部被ばくの可能性が高い場合には、甲状腺スクリーニングやホールボディカウンタによる詳細な内部被ばく線量推定のための計測を行うものとする。また、必要に応じて移動式ホールボディカウンタ車を臨時に設置し、計測を行うものとする。
- 10 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。

なお、なお、広報活動の際には、外国人、高齢者、障がい者等にもわかりやすい「やさしい日本語」の使用や外国語への自動翻訳を前提とした表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達、チラシ又は掲示物等を作成する際にイラストを使用したり文字の大きさを工夫したりするなど、情報が的確に伝わるようにも配慮する。また、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞による広報等を実施する。

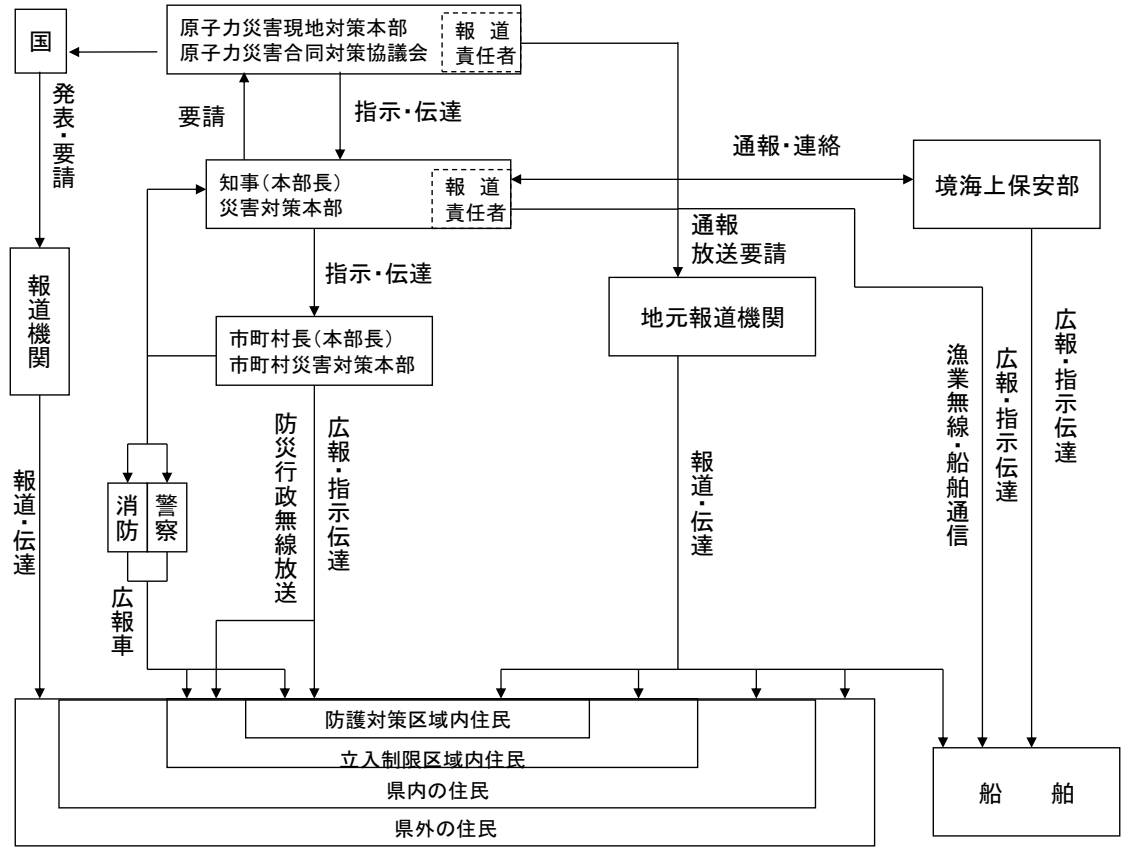
1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に実施する。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- (3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難

- 者等に配慮した伝達を行う。
- (4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について、国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、島根原発等と相互に連絡を取り合う。
- (5) 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール、あんしんトリピーメール、市ホームページ及び広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て実施する。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。

住民に対する広報及び情報伝達系統図



住民に対する広報時期及び広報事項

広報時期	広報事項
トラブル発生時、警戒 事態発生時、施設敷地	・プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無

緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示等、状況に変化があった場合に、必要に応じて広報を実施）	・身体・環境等への影響（モニタリング結果） ・住民の方がとるべき行動 （警戒事態発生時：特別な対応は必要ないこと） （施設敷地緊急事態発生時：屋内退避の準備） （全面緊急事態発生時以降：屋内退避の実施、避難準備、避難、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査等の実施、飲食物の摂取制限等）
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・原子力災害医療に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報

ただし、新たな伝達情報がない場合であっても、住民を不安にさせないように定期的（概ね3時間ごと）な広報に努める。

広報事項における役割分担

オフサイトセンター	1 緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。
県	1 緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。 2 オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成して市に広報を依頼する。
市	1 緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとりべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、インターネット、広報車等を通じて住民に広報する。 2 オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。

報道機関への広報事項

事象	広報事項
トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地	・施設の概要 ・事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）と今後の予測

緊急事態、全面緊急事態の発生時	・環境への影響（モニタリング結果） ・原子力発電所における対応状況 ・傷病者の発生状況 ・県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等） ・住民への周知事項（とるべき行動等） ・避難対象区域及び屋内退避区域
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	・プラントの状況（今後の見込み） ・事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し） ・環境への影響（モニタリング結果） ・傷病者の状況等 ・県、市等の対応状況（本部体制等） ・避難所の設置状況及び避難者数 ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・原子力災害医療に関すること

2 住民等からの問い合わせに対する対応

- （１）市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じて速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を機動的に拡充する。
- （２）市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、警察、消防等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、市は、適切に対応できる体制を整備する。

1 ボランティアの受入れ等

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとと

もに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資、義援金の受入れの基本方針

市は、個人からの義援物資は原則として受入れず、個人に対しては、義援金での支援をお願いする。

(2) 義援物資の受入れ

ア 市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、企業・団体等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

イ 国及び被災地以外の県は必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。企業・団体等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう努める。

(3) 義援金の受入れ

市は、県が組織する義援金収集体と配分委員会と、十分協議して義援金の使用について決定する。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努める。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、県に要請の上、庁舎機能を県庁講堂へ移転するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

(2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

県及び市は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生又は事故発生の情報入手した場合、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。また、防災関係機関は次により対応する。

(1) 事故の通報を受けた西部消防局は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、島根原発等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

(2) 事故の通報を受けた境港警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、島根原発等と協力して、人命救

助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

- (3) 事故の通報を受けた境海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、島根原発等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

第4章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、複合災害時の体制及び災害応急対策について定めるものである。複合災害時における防護措置は、第3章の防護措置を基本としつつ、避難経路、避難手段、避難先等への影響を考慮した防護措置を行う。

第2節 複合災害に備えた体制の整備

1 災害対策本部の体制

市は、複合災害においては、状況が流動的であることから、あらかじめ定めた避難計画を基礎として、状況に応じた対応をするとともに、原子力災害と自然災害の発生を想定し、両災害に共通する情報収集、意志決定、指示・調整について一元化を図り、迅速かつ的確な対応を行う。

2 応急体制の整備

市は、県及び国と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。また、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

3 複合災害を想定した訓練

市は、県と連携し複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しを実施する。

第3節 避難、屋内退避等の防護措置の実施

1 避難、屋内退避等の対応方針

- (1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的な考え方

複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を取り、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動等をとることを基本とする。

具体的には、避難が必要となった場合であっても、大雪・台風等により気象庁から警報等が発表され、外出することで命に危険がおよぶような場合には、無理に避難せず、安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。その後、天候の回復等により安全の確保ができた場合は避難を実施する。

- (2) 初期対応段階での避難等の検討

複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、市は、県と連携して、防護措置について先行的な検討を

行う。また、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合は、人命最優先の観点から当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行う。その際には、県と緊密な連携を行う。

(3) 被災状況に応じた避難、屋内退避等の検討

避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第4節を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、避難、屋内退避等を検討する。

(4) 複合災害により屋内退避等ができない場合の考え方

ア 地震との複合災害の場合

地震等により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、近傍のコンクリート屋内退避施設において屋内退避を実施する。近隣の避難所に収容できない場合には、県と調整し、地震による影響がない避難所を、UPZ内外を含めて選定し避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応する。

イ 津波との複合災害の場合

津波警報等の発表により避難指示が発表されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難する。その後、当該津波避難指示の解除等、津波に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施する。

ウ 暴風雪等との複合災害の場合

暴風雪等により人命へのリスクが極めて高い場合には、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避するものとし、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪等に対する避難行動を優先する。その後、暴風雪等に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施する。

2 避難誘導時の配慮

(1) 危険箇所の情報提供

市は、住民等の避難誘導にあたっては、警察・消防・自主防災組織及び住民等から、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等の情報の入手及び伝達に努める。

(2) 関係機関等の協力

市は、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮する。

3 広域避難体制

(1) 避難所等の被害状況把握

市は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、県及び受入先市町にその状況を確認し、定められた広域避難所が使用できない場合の代替え等について確認する

(2) 避難経路

避難経路については、あらかじめ計画した避難経路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応する。その場合、県と密接に連携する。

(4) 避難先での地域コミュニティの維持

市は、県及び避難先自治体と調整し、避難先における地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて避難できるよう努める。

(5) 避難等の長期化による物資の確保等

市は、県及び避難先自治体その他の防災機関等と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努める。

(6) 避難所における情報提供

市は、県及び避難先自治体と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。

(7) 応急仮設住宅の供給

市は県及び避難先自治体と、災害のため、住家が全焼、全壊、流失又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給について調整する。

第4節 緊急輸送活動体制の確立

1 代替輸送道路の確保

市は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、道路の通行状況及び必要に応じて迂回路の選定や避難経路の変更等について県と調整を行う。

2 車両等の確保等

市は、県と連携し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機について調整する。

3 代替輸送手段の調整

市は、災害の状況や傷病者の緊急輸送の必要性を勘案し、ヘリコプター輸送等による輸送調整を行う。

第5節 救助・救急、消火及び医療活動

市は、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

第6節 住民等への的確な情報伝達活動

1 原子力発電所情報の定期的な広報

市は、県と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報する。

2 情報伝達手段の確保

市は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定される場合は、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努める。

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、避難区域等の設定の見直し又は解除等を行った場合は、県にその旨の報告を行う。また、警戒区域や避難指示区域等が引き続き指定される間は、県及び警察等関係機関と協議し、区域内の盗難防止対策及び治安の確保等に努める。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、県、国、島根原発及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置等の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、その実施状況を確認する。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び島根原発等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表することになっている。市は県から情報提供を受けて異常の有無等を確認する。

なお、県は、環境モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式に記録する。

2 影響調査の実施

市は、県と連携し、必要に応じて農林水産業等の受けた影響について調査する。

3 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録する。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村及び県と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- (4) 市は、県と連携し、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により生活に支障が生じた生産者などの被害者が行う原子力損害賠償請求について必要な支援を行う。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行う。また、避難者に対する差別、偏見、いじめの発生防止の対策を行う。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じて設備復旧資金、運転資金の貸付のほか、代替施設の紹介、復旧に向けた研究開発・販路開拓等に係る助成、市税の軽減制度や徴収緩和措置の適用等、きめ細かな支援に努める。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに相談窓口を設置する。

第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第12節 物価の監視

市は、県及び国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結

果を公表する。

第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、境港警察署及び県警察本部と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、被災者及び被災業界団体等に必要な広報を行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断するEAL

- 1 沸騰水型軽水炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑭ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。 ⑮ 国のオンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉のうち、1号炉、2号炉3号炉及び4号炉を除く）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

※島根原子力発電所2号炉（新規規制基準適合性審査に基づく許可を受けて稼働する前）に適用

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。 ⑤ 国のオンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

3 原子炉の運転等のための施設

※島根原子力発電所1号炉に適用

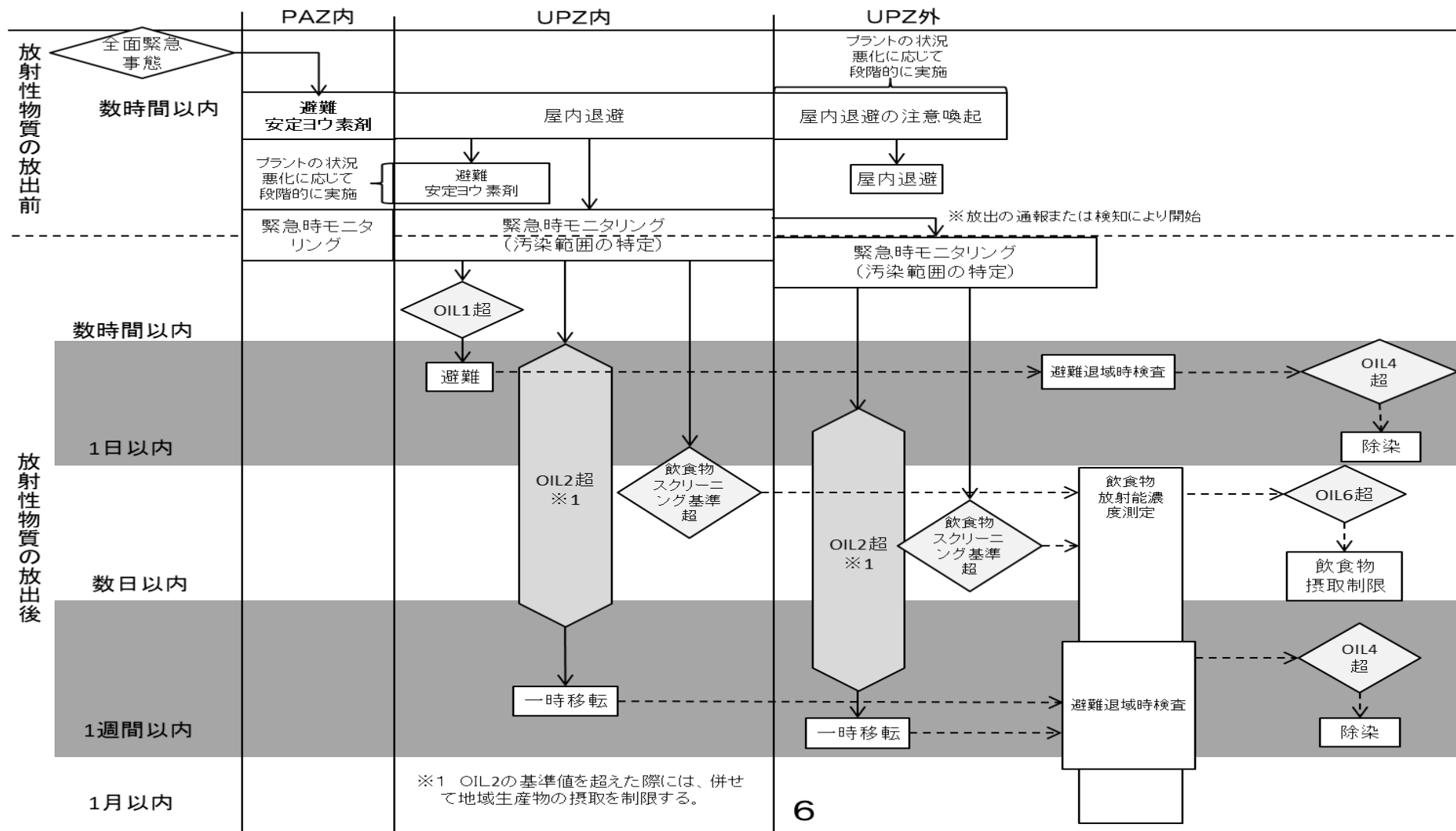
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

防護措置実施のフロー図

資料2



資料3

OILと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難区域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料4

原子力事業者、国、市がとることを想定される措置等(1/2) 発電用原子炉(島根原子力発電所2号炉)

			UPZ(概ね5～30km)			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	・緊急時モニタリングの準備	—
		国	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—
	該当し、全面的緊急事態に該当しない(原設敷地緊急事態)	原子力事業者	—	・自治体へ通報	—	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備
		国		・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示
	(原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用)	原子力事業者	—	・国及び自治体へ通報	—	—
		地方公共団体	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)
		国	・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示

原子力事業者、国、市がとることを想定される措置等(2/2) 発電用原子炉(島根原子力発電所2号炉)

			UPZ(概ね5～30km)			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
OIL	OIL1	原子力事業者	—	・国及び自治体へ通報	—	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示
	リーディング基準 飲食物に係るスク	原子力事業者	—	・国及び自治体へ通報	—	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	OIL4	原子力事業者	—	・国及び自治体へ通報	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染への協力
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染の実施
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染の指示
	OIL2	原子力事業者	—	・国及び自治体へ通報	—	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示
	OIL6	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

原子力事業者、国、市がとることを想定される措置等(1/2) 発電用原子炉(島根原子力発電所1号炉)

			UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	—	—
		国	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	—
	該当し、すべき全面緊急事態を除く（原施設敷地緊急事態に該当する場合を緊急事態にしない）	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	—	—
		国	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	
		原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	—	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力
		国	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・モニタリング情報の収集・分析	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力を要請

原子力事業者、国、市がとることを想定される措置等(2/2) 発電用原子炉(島根原子力発電所1号炉)

			UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	OIL1	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	—	—	—	【避難】・(近)避難の実施 【避難】・(遠)避難の受入れ
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難】・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の実施を指示 【避難】・(遠)自治体に避難受入れを要請
	リーディングに係る基準	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	—
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	OIL4	原子力事業者	—	—	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染への協力
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染の実施
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染の指示
	OIL2	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【一時移転】・(近)一時移転の実施 【一時移転】・(遠)一時移転の受入れ
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示 【一時移転】・(遠)自治体に一時移転の受入れを要請
	OIL6	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

資料5

広域避難所一覧									
地区名		区分	避難区域	一時集結所	避難経路	避難能員域時 検査会場	避難先		
							市町名	施設名	所在地
外江地区	外江町 (外江4区) 〃 (外江5区) 〃 (外江6区) 〃 (外江7区) 〃 (外江8区) 〃 (外江9区) 西工業団地 〃 (外江10区) 〃 (外江12区) 〃 (外江3区) 〃 (外江11区)	鳥取 ①	A-①	外江小学校	経路 1	②	鳥取市	日進小学校	吉方温泉1丁目131
								日進地区公民館	吉方温泉1丁目131
								鳥取市文化センター	吉方温泉3丁目701
								人権交流プラザ(中央人権福祉センター)	幸町151
								明德小学校	行徳1丁目201-3
								明德地区公民館	行徳1丁目210-2
								富桑地区公民館	行徳3丁目705
								富桑小学校	西品治134
								富桑体育館	西品治283-1
								城北体育館	丸山町310-1
								城北小学校	田園町4丁目324
								中ノ郷体育館	覚寺110
	中ノ郷小学校	円護寺268							
	第三中学校	経路 1	③	南中学校	興南町91				
				美保小学校	吉成1丁目10-25				
				中ノ郷地区公民館	覚寺118				
				稲葉山小学校	卯垣2丁目657				
				稲葉山地区公民館・稲葉山体育館	卯垣5丁目57				
				美保地区公民館	吉成2丁目5-22				
				東中学校	立川町6丁目164				
岩倉体育館				立川町6丁目164					
市民体育館	経路 1	①	鳥取産業体育館	天神町50-2					
			城北地区公民館	田園町4丁目223-1					
			岩倉地区公民館	立川町6丁目174					
			岩倉小学校	立川町7丁目110					
			美保南小学校	宮長200-1					
			美保南地区公民館	叶286					
			美保南体育館	叶286-12					
			渡町 (渡1区) 〃 (渡2区)	A-②	第三中学校	経路 3	⑤	鳥取市	鳥取市武道館
久松小学校	東町2丁目201								
	渡小学校	④		教育センター	寺町150				

	〃 (渡3区)							久松会館	東町3丁目371-2
	〃 (渡4区)							醇風地区公民館	西町5丁目353-1
	〃 (渡5区)							修立地区公民館	吉方町1丁目201
	〃 (渡6区)							教育センター	寺町150
	〃 (渡7区)							県民文化会館（とり ぎん文化会館）	尚徳町101-5
	〃 (渡16区)								
	〃 (渡8区)								
	〃 (渡11区)							鳥取東高校	立川町5丁目210
	〃 (渡14区)								
	〃 (渡15区)							西中学校	寿町907
	〃 (渡18区)								
	〃 (渡19区)							遷喬小学校 遷喬地区公民館	本町1丁目108-1 本町1丁目108-2
	森岡町 (東森岡)								
	〃 (西森岡)							醇風小学校	西町5丁目353
	中海干拓地							北中学校	東町3丁目371-1
	夕日ヶ丘 2丁目							-	-
	〃							青谷町体育館	青谷町善田29
	〃							青谷町農林漁業 トレーニングセンター	青谷町露谷50
	〃							青谷町コミュニティセンター (多目的ホール)	青谷町青谷667
	〃							青谷地区公民館	青谷町青谷4080-1
境 地区	弥生町	鳥取 ②	A-①	市民体育館	経路 1	③	鳥取市	面影小学校	雲山42
	米川町		A-③	境高等学校	経路 1	②		桜ヶ丘中学校	桜谷227
	馬場崎町							面影地区公民館	桜谷162-6
								倉田体育館	八坂49-1
								倉田小学校	八坂54-1
								江山中学校	倭文65

					経路 1	③		美和小学校	竹生 64		
								大正地区公民館	古海 556		
	大正町			境小学校				豊実体育館	野坂 927		
	明治町							豊実地区公民館	野坂 950		
	京町							布勢総合運動公園	布勢 146-1		
	栄町							美徳地区公民館	朝月 22		
	湊町			境公民館		②		大正小学校	古海 291-3		
	日ノ出町							布勢総合運動公園	布勢 146-1		
	本町							大正体育館	古海 708-1		
	相生町							大和地区公民館	倭文 76-1		
	末広町			大和体育館				倭文 121-2			
	元町			布勢総合運動公園				布勢 146-1			
				東郷体育館				北村 32-1			
				東郷地区公民館				西今在家 207			
	浜ノ町			東郷小学校				篠坂 6-1			
	蓮池町			湖南学園中				六反田 1-5			
				大郷会館（湖南地区 公民館分館、湖南体 育館）				金沢 16-2			
	松ヶ枝町	鳥取 ②	A－ ③	境小学校	経路 3	③	鳥取市	松保体育館	里仁 560-1		
	中町			境公民館		②		布勢総合運動公園	布勢 146-1		
	東本町			第一中学校	⑤	（旧）湖南中学校		吉岡温泉町 789-1			
	朝日町					神戸地区公民館		下砂見 751			
	入船町					神戸小学校		中砂見 936			
	東雲町					高草中学校		徳尾 108-1			
	花町					世紀小学校		徳尾 407			
	岬町					明治小学校		松上 159			
	昭和町					明治地区公民館		松上 167-1			
上道 地区	上道町 （上道 1 区）					上道小学校		経路 1	①	湖山西体育館	湖山町西 1 丁目 512
	〃 （上道 2 区）									鳥取商業高校	湖山町北 2 丁目 401
	〃 （上道 7 区）			境高等学校	賀露小学校	賀露町 778					
					賀露地区公民館	賀露町南 5 丁目 1718-3					
	〃 （上道 3 区）			上道小学校	海洋の家体育館	賀露町南 5 丁目 1718-3					
	〃 （上道 4 区）			境高等学校	湖山小学校	湖山町南 1 丁目 656					
	〃			第一中学校	湖山地区公民館	湖山町北 1 丁目 202-1					
					鳥取湖陵高等学校	湖山町北 3 丁目 250					
						鳥取緑風高校	湖山町南 3 丁目 848				

	(上道5区)							湖東中学校	湖山町北6丁目323
	〃 (上道8区)							湖山体育館	湖山町北6丁目 330-25
	〃 (上道6区)			上道公民館				末恒地区公民館	伏野1986-32
								末恒小学校	伏野2256-61
余子 地区	中野町 (中野1区)			境高等学校 市民体育館	経路 3	④	鳥取市	千代水体育館	商栄町422
	〃 (中野2区)							浜坂小学校	浜坂1丁目14-1
	〃 (中野3区)							鳥取工業高校	生山111
								千代水地区公民館	商栄町423-2
	〃 (中野4区)							浜坂体育館	浜坂2丁目9-10
	〃 (中野5区)							浜坂地区公民館	浜坂4丁目11-21
								米里体育館	古郡家81-4
								津ノ井小学校	桂木238-1
								津ノ井体育館	桂木307-11
								中ノ郷中学校	浜坂東1丁目22-17
								米里小学校	古郡家75-1
								若葉台小学校	若葉台南2丁目17-1
	福定町			境港総合技 術高等学校	経路 3	⑤		米里地区公民館	古郡家79-4
								津ノ井地区公民館	桂木307-11
								若葉台地区公民館	若葉台南2丁目16-1
								若葉台体育館	若葉台南2丁目16-1
								大茅体育館	国府町栃本463
								成器体育館	国府町中河原69
								国府東小学校	国府町谷3
	竹内町 (竹内1区)	鳥取 ③	Aー ④	余子小学校 境港総合技 術高等学校 第二中学校	経路 1	③		谷地区公民館	国府町糸谷13
	〃 (竹内2区)							国府町コミュニティセンター	国府町汀380
								福部未来学園 中学校	福部町高江485-3
	〃 (竹内3区)							宮ノ下小学校	国府町宮下26
	〃 (竹内4区)							福部未来学園 小学校	福部町高江188
								河原第一小学校	河原町渡一木179-1
								国府地区保健 センター	国府町糸谷15-1
								福部町コミュニティセンター	福部町細川1338
								福部町体育館	福部町細川1341
								国府中学校	国府町町屋720
								あまの地区公民館 (国府町土地区画整 理記念館)	国府町新町2-246-4

	美保町			余子公民館	経路 3	⑤		河原町コミュニティセンター	河原町渡一木 277-1		
	竹内団地			河原地区公民館				河原町長瀬 45-1			
				国英地区公民館				河原町山手 459-1			
	高松町			河原町総合体育館				河原町曳田 20-1			
誠道 地区	誠道町 (誠道 2 区)			誠道小学校	経路 1	①	岩美町	河原町曳田 186-21	河原町曳田 298		
	〃 (誠道 3 区)										
	〃 (誠道 1 区)			誠道小学校				岩美北小学校体育館	浦富 2188		
	〃 (誠道 19 区)							岩美中学校体育館	浦富 707		
	〃 (誠道 6 区)							中央公民館	浦富 1038-6		
	〃 (誠道 7 区)							岩美高等学校 (体育館)	浦富 708-2		
	〃 (夕顔)										
中浜 地区	三軒屋町			三軒屋町会館		②		岩美西小学校体育館	大谷 2343		
	夕日ヶ丘 1 丁目			夕日ヶ丘 1 丁目集会所				経路 3	④	網代コミュニティ センター	網代 224
										大岩交流センター	大谷 2410
										一寸法師の館	蒲生 1115-2
		町民体育館	浦富 1038-6								
	麦垣町	中浜小学校	中浜小学校	東コミュニティ センター	陸上 33						
				田後コミュニティ センター	田後 159						
	新屋町	中浜小学校	中央公民館	浦富 1038-6							
			岩美南小学校	新井 419-2							
			岩美町文化 センター	新井 13-1							
			小篠津町	中浜小学校	夕日ヶ丘	八頭町		郡家西小学校 体育館	郡家 541		
	郡家保健センター	宮谷 254-1									
	八頭中学校体育館	郡家 296									
	八東保健センター	徳丸 578									
	旧丹比小学校	北山 211									
				八東小学校	北山 51						

				1丁目 集会所	経路 3	⑤		(旧八東中学校)	
								八東体育文化 センター	富枝 10-1
	財ノ木町			中浜公民館				八頭高等学校	久能寺 725
	佐斐神町							船岡保健センター	船岡殿 159
	幸神町			幸神体育館				船岡小学校	船岡 536
								船岡トレーニング センター	坂田 409-1

用 語 の 解 説

境港市地域防災計画の付録として作成したものであるが、原子力災害対策において使用される用語を解説したものであり、本文中に記載のない用語も含まれている。

あ行

アルファ線（ α 線）

放射線の一種で、陽子 2 個と中性子 2 個からなるヘリウムの原子核と同じ構造の粒子。物質を通り抜ける力は弱く、紙一枚程度で止めることができる。

アルファ線は人体外部で受けた場合、皮膚の表面で止まってしまうため、人体への影響はほとんどない。しかし体内にアルファ線を放出する放射性物質を摂取した場合、その物質が沈着した組織の細胞がアルファ線の全エネルギーを集中的に受けるため、内部被ばくで最も人体が受ける影響が大きい。

安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。

事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。

一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

屋内退避

窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果、専門家の助言に基づいて、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示するが、緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。

（参考：ガンマ線による被ばくの低減係数）

場所	低減係数	
	浮遊放射性物質	沈着した放射性物質
屋外	1.0	1.00
自動車内	1.0	—
木造家屋	0.9	0.40
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2 以下	0.20

※ Planning For Off-site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities

(IAEA-TECDOC-225)

オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設、原子力防災センター）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。対象となる原子力事業所から 20 km未満の区域に所在し、全国に 23 箇所ある。（2018 年 1 月現在）

か行**外部被ばく**

放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から離れればそれ以上の被ばくはなくなる。

確定的影響

しきい線量（これ以上の線量を被ばくすれば、人体に症状を起こす線量）が存在し、しきい線量を超えて被ばくした場合に現れる影響。影響の例としては、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがある。

確率的影響

人が受けた放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響のこと。晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺伝的影響は確率的影響に分類される。

可搬型モニタリングポスト

固定的モニタリングポストの配置の不足を補い、モニタリング地点に臨時に配置する移動可能なガンマ線空間放射線量率測定器で、災害発生時に最大空間放射線量率を予測する地点などに置かれる。

関係周辺市

米子市及び境港市をいう。

関係周辺市町

島根原子力発電所で事故が発生した場合に鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画に関係する県内の市町村をいう。

ガンマ線（ γ 線）

原子核が崩壊するときに放出される電磁波。ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

緊急時モニタリング

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。

緊急被ばく医療活動

原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動。発災事業所内での救護施設、近傍の医療機関、住民の避難所に設けられた救護所などで行われる初期被ばく医療と、地域の基幹的な病院で行われるより専門的な二次被ばく医療、さらに専門的な三次被ばく医療の三段階で構築される。

被ばく医療を行う医療機関は、地方自治体または国にあらかじめ指定される。通常の医療に加え、被災者の放射線学的サーベイ、放射性物質による汚染の除去、被ばく線量の推定などを行う。

グレイ (Gy)

放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量の単位に用いられる。

警戒事態 (EAL1)

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

原子力災害合同対策協議会

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、環境副大臣が主導的に運営する、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。

原子力防災専門官

原子力災害対策特別措置法第 30 条で定められている、オフサイトセンターに駐在し、内閣総理大臣指定の原子力事業所に係る業務を担当する専門官。

平常時は、原子力事業者の防災業務計画や地方自治体の原子力防災計画に対する指導・助言、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態発生時は、初動においては現地事故対策連絡会議の議長を務め、当該施設の状況把握、オフサイトセンターの立ち上げ、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約、地方自治体などへの説明と助言などを行う。

広域避難所

市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難が行われた場合に、住民が一時的に滞在する施設。災害対策基本法に規定する広域的一時滞在が行われる施設。

個人線量計

個人の外部被ばく線量を測定する計器。

コンクリート屋内退避

原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建屋内に退避してもらうこと。コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いの

で、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため、屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建屋への退避が行われる。

さ行

サーベイメータ

放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。

しきい線量

放射線が生体にひき起こす確定的影響に関し、その効果をひき起こすに必要な放射線の最少吸収線量。しきい線量以下の被ばくではその影響は現れない。

施設敷地緊急事態（EAL2）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

実効線量

組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量。ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。

実効線量（Sv）＝ Σ （等価線量（Sv）×組織荷重係数）

除染

衣服などが放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。緊急時には、1次除染、2次除染がある。

除染剤

除染を効果的に行うために使用されるもの。除染対象物の種類及び汚染核種の種類及びその化学的性状等を考慮して選択することになるが、一般に、水、酸、中性洗剤、石けんなどが用いられる。

シーベルト（Sv）

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。

スクリーニング

被ばく医療の提供を判断するため等々実施される検査。

積算線量計

事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定する、あるいは放射線作業従事者が一定の作業期間に受けた放射線量率を積算して測定する線量計。

全面緊急事態（EAL3）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

た行

等価線量

人の組織や臓器に対する放射線影響は放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

等価線量（Sv）＝吸収線量（Gy）×放射線荷重係数

地方放射線モニタリング対策官

平常時においては、各担当エリア内における原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門的事項についての関係自治体との連絡・調整や、情報共有システムの点検・管理等の業務を担当する。

また、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、国が設置する緊急時モニタリングセンターにおいて、関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整等を行う。

中性子線

原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。

な行

内部被ばく

経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

は行

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが

困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

避難時間シミュレーション (ETE)

避難勧告が発出された地域の住民が、避難指示範囲から UPZ の外へ避難する場合の、避難にかかる所要時間を予測すること。

避難退域時検査

避難住民等に放射性物質が付着していないことを検査し、重点区域外の移動に問題がないことを確認するために実施するもの。

ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1 ベクレルは、1 秒間に1 個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。

ベータ線 (β 線)

原子核が崩壊するときに原子核から飛び出す電子のこと。ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きい、ガンマ線より小さく、厚さ数mmのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。

放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ (ワット数)」が放射能にあたる。

放射性プルーム (プルーム)

排気筒から大気中に放出された放射性物質が煙のように流れること。原子力災害ではプルームの方向を避けるように避難するのが防災上効果的である。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子 (アルファ線、ベータ線など) や高いエネルギーを持った電磁波 (ガンマ線)、加速器などで人工的に作り出された X 線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

ま行

モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時モニタリングがある。

モニタリングカー

原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材

を搭載した車両。

モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。

や行

要配慮者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

予測線量

放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。

ら行

リスクコミュニケーション

リスクを伴う社会経済活動を計画ないし実施する際に、情報の主たる送り手となる「行政、企業あるいは専門家などに代表されるリスク専門家」と、主たる受け手となる周辺地域一般の人々などからなる利害関係者との間で、リスクに関する情報や関心・意見などのメッセージの双方向的交換を行うことで、当該活動に関する施策をより円滑に進めることに資する活動。

英字

EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態 (EAL1)、施設敷地緊急事態 (EAL2) 及び全面緊急事態 (EAL3) の3つに区分し、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否か判断するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の状態等に基づいて設定された基準

EMC (Emergency Radiological Monitoring Center : 緊急時モニタリングセンター)

緊急時のモニタリング計画、立案を行うとともに、緊急時モニタリング作業の指揮及び総括を行う。

EPZ (Emergency Planning Zone : 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)

原子力施設において、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性などを踏まえて、技術的見地から十分な余裕を持たせつつ定められた影響の及ぶ可能性のある範囲。これまでの防災指針では、EPZ のめやすを基準として、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して、原子力発電所などを中心として半径約 8～10 km の距離とされていた。

ERC (Emergency Response Center : 緊急時対応センター)

ERSS (Emergency Response Support System : 緊急時対策支援システム)

電力事業者から送られてくる情報に基づき、当該原子力発電所の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて現在の施設の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより計算して予測するシステム。

ETE (Evacuation Time Estimate : 避難時間推計)

JAEA (Japan Atomic Energy Agency : 独立行政法人日本原子力研究開発機構)
指定公共機関

IAEA (International Atomic Energy Agency : 国際原子力機関)

OFC (Off-site Center : オフサイトセンター)

原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、原子力災害対策を講じていくための拠点となる施設。

OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果を OIL の値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。

PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、PAZ の最大半径を原子力施設から 3～5km の間で設定すること (5km を推奨) とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5km」を目安とする。

PPA (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)

放射性物質を含んだプルーム (気体状、粒子状の物質を含む空気の一団) 通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を実施する区域。

PPA の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力

規制委員会において検討される。

RAMISES (Radiation Monitoring Information Sharing for Emergency Support : モニタリング情報共有システム)

国、自治体等が実施する空間放射線量率の測定、環境試料等の放射能分析の測定結果を迅速に収集し、関係者間で情報共有を行うことで緊急時モニタリングの円滑な実施に資するシステム。

SPDS (Safety Parameter Display System: 緊急時原子力発電所情報伝送システム)

SPEEDI (System for Prediction of Environmental Emergency Dose Infomation: 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム。

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OIL に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。UPZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、UPZ の最大半径は原子力施設から 5～30km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。

(参考)

- ・ 旧原子力安全・保安院 「原子力関係用語集」
- ・ (公財)原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」
- ・ (一財)高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典ATOMICA」
- ・ (公財)原子力安全研究会
- ・ 旧原子力安全委員会 「原子力発電に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」
- ・ (公財)原子力安全技術センター 「原子力防災研修講座テキスト」
- ・ 原子力規制委員会 「原子力災害対策指針」 他

境港市地域防災計画

(島根原子力発電所事故対応)

(平成30年度修正)

編 集	境港市防災会議
事務局	境港市総務部自治防災課
	〒684-8501 境港市上道町 3000 番地
	電 話 (0859)47-1071
	F A X (0859)46-0299
	E-mail jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp
発 行	平成31年3月28日